

# 周防大島町国土強靱化地域計画

令和6年1月

周防大島町

# 目 次

## はじめに

- 1 計画策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 計画の位置づけ . . . . . 1
- 3 計画期間 . . . . . 1

## 第1章 基本的な考え方

- 1 基本目標 . . . . . 2
- 2 強靱化を推進する上での基本的な方針 . . . . . 2

## 第2章 想定するリスク

- 1 本町の地域特性 . . . . . 3
- 2 対象とする自然災害 . . . . . 5

## 第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方 . . . . . 9
- 2 脆弱性評価の手順 . . . . . 9
- 3 脆弱性評価の結果 . . . . . 11

## 第4章 強靱化の推進方針

- 1 施策分野ごとの推進方針 . . . . . 12
- (別表) 重要業績評価指標 (K P I) 一覧 . . . . . 20

## 第5章 計画の着実な推進

- 1 計画の推進体制 . . . . . 22
- 2 計画の進行管理 . . . . . 22

---

## 【資料編】

- (別紙1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果 . . . . . 24
- (別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果 . . . . . 43
- (別紙3) 用語の解説 . . . . . 50

# はじめに

## 1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25(2013)年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。

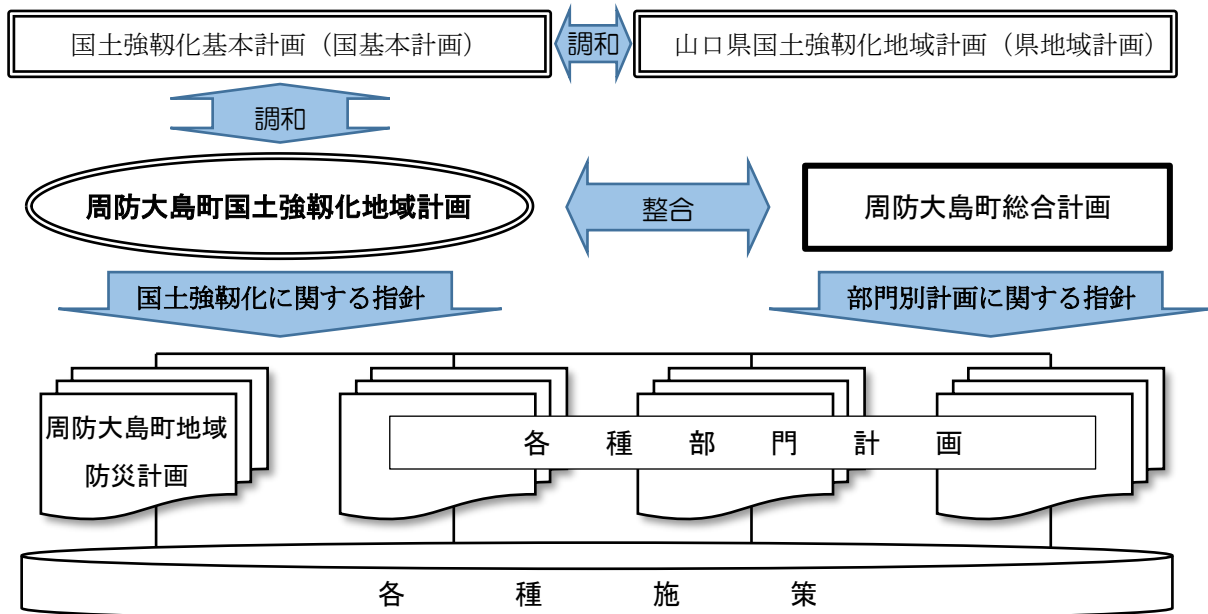
国土強靱化は、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前つくり上げていこうとするものです。

こうした国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組みのみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取組むことが不可欠であり、国における国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に引き続き、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取組みを進めることが重要となります。

このため、本町においても大規模災害等に平時から備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会を構築するため、本町における国土強靱化に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため「周防大島町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるものです。



## 3 計画期間

当初の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）とし、概ね5年ごとに見直しを行うこととします。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画を見直すこととします。

# 1章 国土強靱化の基本的な考え方

## 1 基本目標

本町においては、近年相次いで大雨等による被害が発生し、また、近い将来、南海トラフ地震の発生も予測され、人命を守り、また、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を備えた国土を平時から構築することが重要です。

このため、本計画では次の4点を基本目標として、国土強靱化の取組みを推進します。  
なお、基本目標は、基本計画及び県地域計画と同一の基本目標とします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

## 2 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の推進にあたっては、国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、以下に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

### 【強靱化に向けた取組姿勢】

- ・本町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討します。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視点を持って計画的に取り組めます。
- ・地域の経済成長にも資する取組みとします。

### 【適切な施策の組み合わせ】

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ・「自助」、「共助」、及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と民間が適切に連携及び役割分担して取り組みます。
- ・非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

### 【効率的な施策の推進】

- ・社会的資本の老朽化等を踏まえ、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図ります。

### 【地域の特性に応じた施策の推進】

- ・人のつながりや地域コミュニティ機能を強化し、地域全体で強靱化を推進します。
- ・女性、高齢者、障害者等に配慮するとともに、本町の地域の特性（自然、産業等）に応じた施策を推進します。

## 第2章 想定するリスク

### 1 本町の地域特性

#### (1) 地理的・地域的特性

本町は山口県の東南部にあって、瀬戸内海の防予諸島の西に位置し、東側には伊予灘を経て愛媛県、南側には柳井市平郡島を隔てて周防灘が広がり、北側は広島湾に面しています。

本町は本土と大島大橋で結ばれた屋代島のほか、5つの有人島と25の無人島からなります。屋代島の中央部には嘉納山(684m)、文珠山(662m)、源明山(625m)、嵩山(618m)の山々が連なり、多くの部分を山岳部、丘陵部が占めていることから平坦地は少ない地形です。

また宮崎川、屋代川、三蒲川、宮川などの二級河川があり、多くは急流の小河川ですが、河口が広がる屋代川上流には洪水調整のための屋代ダムが整備されています。

#### (2) 気候的特性

本町は、東西は約30km、南北約18kmにわたります。そのため、降水量・風向・風速・台風襲来・日照など気象等の特性に地域差が見られます。

平均気温は15.5℃、年間降水量は1,700mm～1,800mmで、夏冬ともに雨が少なく、冬は暖かく積雪はまれで、瀬戸内海の典型的な気候といえます。

#### (3) 人口

本町の人口は、昭和20年以降減少傾向が続いており、令和2年国勢調査の人口は、14,798人です。

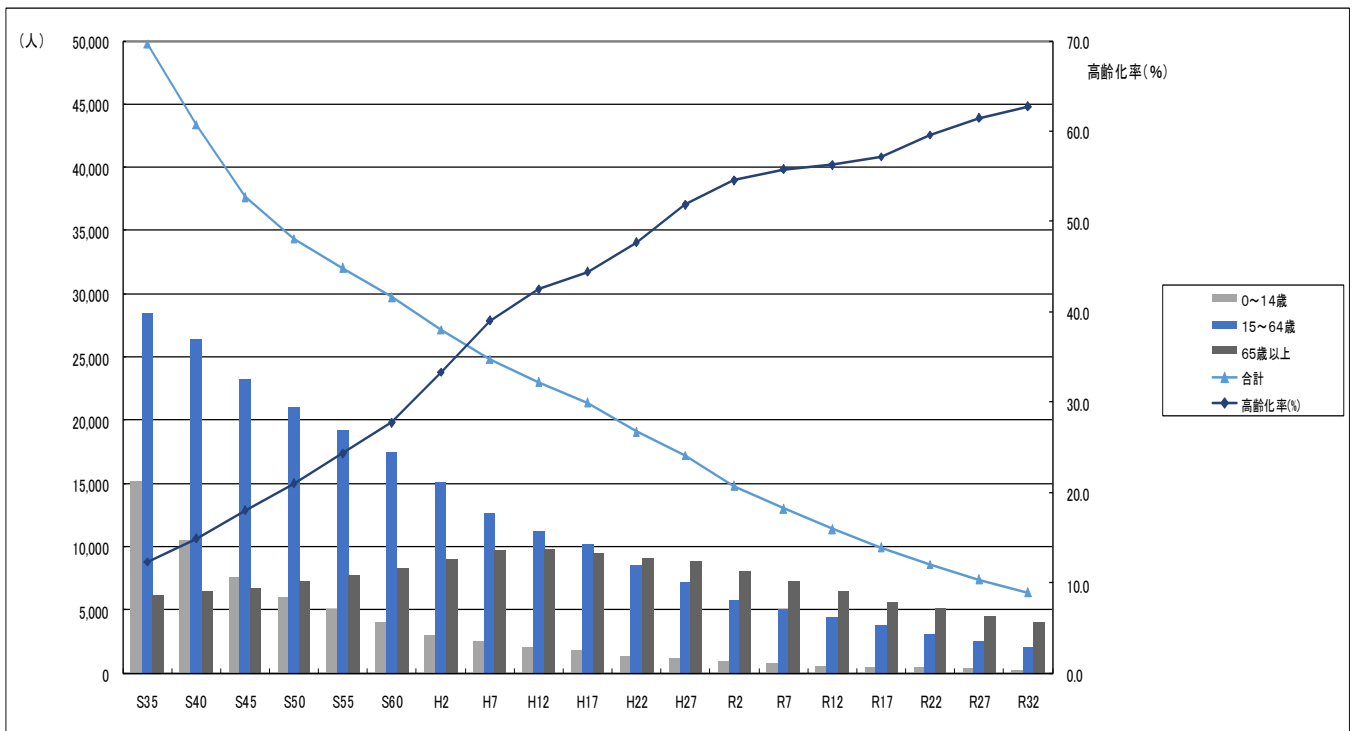
また、65歳以上の割合が増加傾向にあり、65歳以上人口8,071人で高齢化率54.5%と全国平均28.6%に比べて著しく高く、全国でも有数の高齢化地域となっています。

世帯数は、昭和35年に13,420世帯、一世帯当たり人員3.71人であったものが、少子化や核家族化の進行等の影響により、令和2年には7,198世帯、一世帯当たり人員2.06人となっております。

国立社会保障・人口問題研究所によると、今後、本町の人口は急速に減少し、令和17年には約9,900人に、令和32年には約6,300人になるものと推計されています。

また、一人暮らし高齢者や障害者など何らかの支援を必要とする避難行動要支援者が今後も増加することが予想されています。

## 周防大島町人口の推移



	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
0~14歳	15,168	10,493	7,580	6,043	4,997	4,043	3,022	2,453	2,029	1,732	1,416	1,162	934	731	569	475	409	347	286
(人) 男	7,706	5,384	3,920	3,084	2,539	2,076	1,574	1,283	1,058	903	734	602	492	398	306	244	210	179	147
(人) 女	7,462	5,109	3,660	2,959	2,458	1,967	1,448	1,170	971	829	682	560	442	333	263	231	199	168	139
15~64歳	28,468	26,396	23,266	21,064	19,257	17,472	15,077	12,662	11,210	10,158	8,562	7,106	5,778	5,010	4,413	3,768	3,056	2,500	2,086
(人) 男	12,508	11,424	10,044	9,432	8,818	8,145	7,025	5,966	5,382	5,021	4,302	3,647	2,935	2,537	2,256	1,964	1,593	1,301	1,079
(人) 女	15,960	14,972	13,222	11,632	10,439	9,327	8,052	6,696	5,828	5,137	4,260	3,459	2,843	2,473	2,157	1,804	1,463	1,199	1,007
65歳以上	6,103	6,470	6,785	7,224	7,767	8,234	9,020	9,680	9,774	9,502	9,101	8,914	8,071	7,247	6,401	5,664	5,100	4,537	3,991
(人) 男	2,626	2,797	2,942	3,016	3,139	3,200	3,464	3,715	3,735	3,628	3,540	3,585	3,387	3,124	2,817	2,511	2,300	2,090	1,877
(人) 女	3,477	3,673	3,843	4,208	4,628	5,034	5,556	5,965	6,039	5,874	5,561	5,329	4,684	4,123	3,584	3,153	2,800	2,447	2,114
合計	49,739	43,359	37,631	34,331	32,021	29,749	27,119	24,795	23,013	21,392	19,084	17,199	14,798	12,988	11,383	9,907	8,565	7,384	6,363
(人) 男	22,840	19,605	16,906	15,532	14,496	13,421	12,063	10,964	10,175	9,552	8,580	7,844	6,828	6,059	5,379	4,719	4,103	3,570	3,103
(人) 女	26,899	23,754	20,725	18,799	17,525	16,328	15,056	13,831	12,838	11,840	10,504	9,355	7,970	6,929	6,004	5,188	4,462	3,814	3,260
高齢化率(%)	12.3	14.9	18.0	21.0	24.3	27.7	33.3	39.0	42.5	44.4	47.7	51.8	54.5	55.8	56.2	57.2	59.5	61.4	62.7
世帯数	13,420	12,890	12,585	12,376	12,031	11,687	11,202	10,701	10,217	9,578	8,786	8,038	7,198						

※H27 年齢不詳 17 人

※R2 年齢不詳 15 人

※R2 までは国勢調査による。R7 以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値による。

## 2 対象とする自然災害

本計画においては、本町の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、町民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとして、本町において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、温暖化等により大型化・強力化する「台風による風水害及び高潮災害」、さらには、今後発生が懸念される「南海トラフ地震等による地震・津波災害」などの大規模自然災害を想定します。

### (1) 大雨による浸水・土砂災害

近年、全国的にも短期的・局地的豪雨が頻発し、数時間で平年1か月分の数倍もの降水量をもたらすこともあり、大規模な被害が懸念されます。

また、本町の河川は、一般に幅が狭く、勾配が急なものが多く、また地質的にも風化しやすく浸食に弱い花崗岩地帯が広く分布していることから、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊が発生しやすい地形・地質的特性を有しています。

#### 【過去の災害事例】

##### (県全域)

近年の浸水・土砂災害	災害の概況	死者・行方不明者数	全壊家屋	床上浸水
			半壊家屋	
平成21(2009)年7月21日豪雨災害	防府市で、大規模な土石流が住宅や老人福祉施設を直撃	22人	33棟 77棟	696棟
平成22(2010)年7月15日大雨災害	県西部で局地的な集中豪雨。厚狭川、木屋川が氾濫。JR美祢線の橋梁流出		3棟 35棟	608棟
平成25(2013)年7月28日大雨災害	阿武川、田万川、須佐川が氾濫。JR山口線、山陰本線で橋梁流出、橋脚沈下	3人	32棟 508棟	153棟
平成26(2014)年8月6日大雨災害	県東部を中心に猛烈な雨。複数箇所土砂災害が発生	2人	10棟 190棟	11棟
平成30(2018)年7月豪雨災害	県東部を中心に記録的な大雨。島田川等が氾濫。複数箇所土砂災害が発生	3人	23棟 522棟	143棟

##### (周防大島町)

近年の浸水・土砂災害	災害の概況	死者・行方不明者数	全壊家屋	床上浸水
			半壊家屋	
平成30(2018)年7月豪雨災害	県東部を中心に記録的な大雨。活発化した梅雨前線により町内各地で土砂災害が発生		1棟 4棟	
令和2(2020)年7月豪雨災害	大雨警報に続き土砂災害警戒情報が発表され、町内全域に対し、避難勧告を発令		4棟	15棟

## (2) 台風による風水害及び高潮災害

近年、地球温暖化など気候変動に伴い、台風が大型化・強力化しており、大規模な被害が懸念されます。

勢力の強い台風が、九州の西海上を衰弱することなく北上して、対馬海峡を通過したときや、長崎県に上陸した後北東に進んだ場合に、県内では大きな災害が発生しています。

この進路をたどった台風には昭和17年(1942年)の周防灘台風や平成3年(1991年)の台風第19号、平成11年(1999年)の台風第18号などがあり、この進路では猛烈な風により瀬戸内海や豊後水道から海水が吹き寄せられ、高潮による災害も起こりやすくなります。

本町においては、入り江、湾形の多い南向きの海岸は、台風時における高潮、高波の被害を受けやすくなっています。

### 【過去の災害事例】

(県全域)

近年の台風・高潮災害	災害の概況	死者・行方不明者数	全壊家屋	床上浸水
			半壊家屋	
平成3(1991)年 台風第19号	強風と塩害、瀬戸内海沿岸では高潮による被害が多く発生	6人	35棟 650棟	520棟
平成11(1999)年 台風第18号	宇部市に上陸し山口県を縦断。上陸が大潮期の満潮時と重なり、瀬戸内海沿岸では記録的な高潮	3人	80棟 1,284棟	2,468棟
平成17(2005)年 台風第14号	活発な雨雲が長時間覆い続けた影響を受け、県東部を中心に記録的な豪雨。錦川が氾濫	3人	6棟 332棟	745棟

(周防大島町)

近年の台風・高潮災害	災害の概況	死者・行方不明者数	全壊家屋	床上浸水
			半壊家屋	
平成16年(2004)年 台風18号	九州北部を横断し山口県の北西部をかすめて日本海へ進んだ。猛烈な暴風(南風により周防大島町南側で甚大な高潮被害が発生した)。		3棟 63棟	9棟



平成16年9月7日 旧橋庁舎から撮影



平成16年9月8日 橋医院横駐車場



### (3) 南海トラフ地震等による地震・津波災害

#### ①南海トラフ地震

南海トラフに震源を有する地震は過去に100～150年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらしました。これらは震源位置によって東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれますが、個別に発生するとは限らず、過去には2箇所以上同時に発生するケースもあったと考えられています。

国の地震調査研究推進本部によれば、令和2年(2020年)1月1日を基準日として南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70%～80%と予想されており、地震規模はマグニチュード(以下「M」という)8～9クラスとされています。

#### 【南海トラフ地震の被害想定結果】

地震規模		最大震度	最高津波水位 (T.P.m)	被害想定				経済被害
				人的被害		建物被害		
				死者	負傷者	全壊	半壊	
周防大島町	M9.0	6弱	3.7m	71人	192人	351棟	2,374棟	681億円
山口県		6強	3.8m	614人	1,477人	5,926棟	43,021棟	1.2兆円

#### ②安芸灘～伊予灘の地震

この地域に発生する地震は、西日本へもぐり込むフィリピン海プレート先端部の地下約50km以深で発生するスラブ内(プレート内)地震と考えられており、これまで50～100年の周期でM7クラスの地震が発生しています。平成13(2001)年の芸予地震(M6.7)もこの地域で発生した地震です。

#### 【安芸灘～伊予灘の地震の被害想定結果】

地震規模		最大震度	最高津波水位 (T.P.m)	被害想定				経済被害
				人的被害		建物被害		
				死者	負傷者	全壊	半壊	
周防大島町	M7.25	6弱	-	4人	46人	221棟	978棟	410億円
山口県				31人	339人	902棟	4,540棟	0.4兆円

#### ③活断層による地震

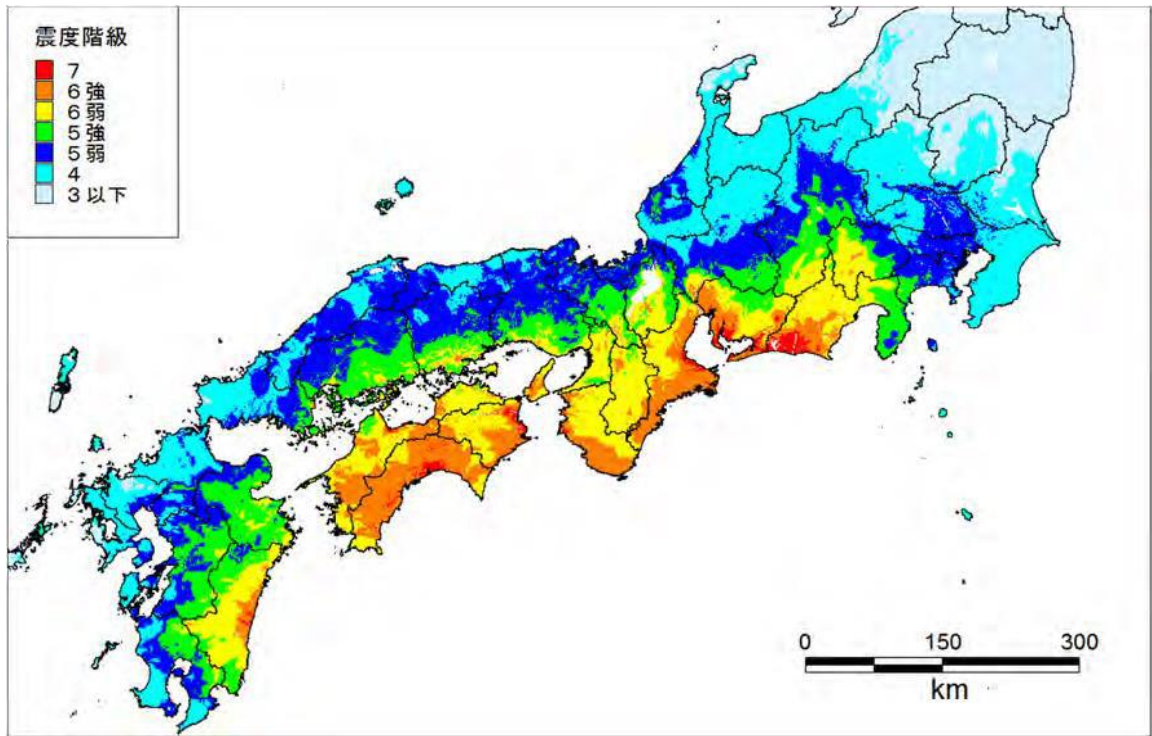
活断層とは、過去に繰り返し活動し、今後も再び活動すると考えられる断層です。

山口県には、10以上の活断層が存在し、活動間隔は数千年から数万年とされていますが、発生時期の推定は困難です。

これらの活断層が動いた場合、直下型の地震が発生するため、大きな揺れ(最大震度6弱～7)が想定されます。

#### 【県内の主要な活断層による地震の被害想定結果】

想定地震	地震規模	最大震度	被害想定				経済被害
			人的被害		建物被害		
			死者	負傷者	全壊・消失	半壊	
大竹断層	M7.2	7	2人	19人	221棟	463棟	283億円
中央構造線断層帯 (石鎚山脈北縁西部 ～伊予灘)	M8.0	6強	36人	232人	1,153棟	3,419棟	1,472億円



出展：内閣府南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震モデル検討会  
(第二次報告)」(平成24年8月29日中央防災会議)

## 第3章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化の推進を図る上で必要な対策を明らかにするため、本町の強靱化の現状と課題を分析・評価する脆弱性評価の実施は重要です。

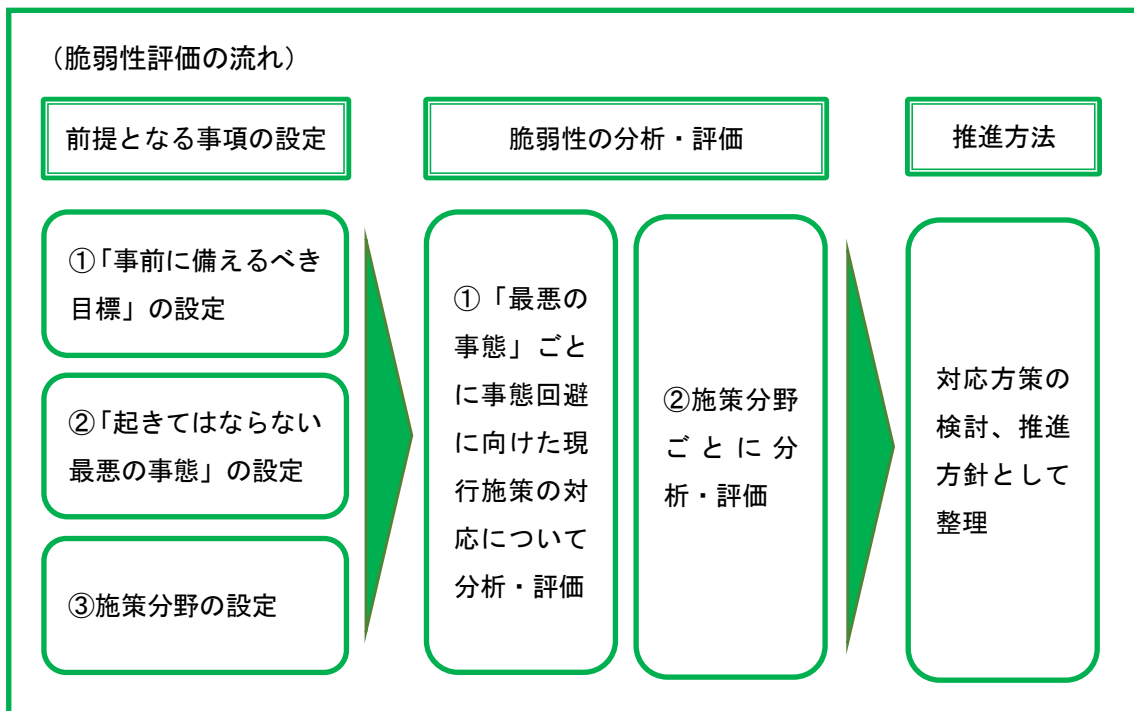
このため、国が示した「国土強靱化地域計画ガイドライン」に基づき、脆弱性評価を行い、評価結果に基づき、対応方策を検討しました。

### 2 脆弱性評価の手順

#### (1) 最悪の事態ごとの脆弱性評価

想定するリスクを踏まえ、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定した上で、最悪の事態を回避するための施策を洗い出し、具体的な指標を用いて進捗状況を把握し、現状を分析・評価します。

#### (2) 施策ごとの脆弱性評価



### (3) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項において、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされています。

本計画では、基本計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、34の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	【人命の保護】 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	高潮など異常気象等による長期的な浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	【救助・救急、医療活動】 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	【行政機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	【情報通信機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	【経済活動の維持】 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による企業活動の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止
		5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	【ライフラインの確保】 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	ライフライン（電気、ガス等）の長期間にわたる機能停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止有害物質の大規模拡散・流出する事態
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	【二次災害の防止】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	住宅密集地での大規模火災の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出する事態
		7-3	ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	【迅速な復旧復興】 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-7	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### (4) 施策分野の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第4項において、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされています。

本計画では、基本計画、山口県の地域計画を踏まえ、効果的な取組みを推進するため、8つの個別施策分野と3つの横断的分野を設定しました。

##### (個別施策分野)

- |          |            |
|----------|------------|
| ①行政機能    | ②住宅・環境     |
| ③保健医療・福祉 | ④産業・エネルギー  |
| ⑤情報・通信   | ⑥交通・物流     |
| ⑦農林水産    | ⑧国土保全・土地利用 |

##### (横断的分野)

- |               |       |
|---------------|-------|
| ⑨リスクコミュニケーション | ⑩官民連携 |
| ⑪老朽化対策        |       |

### 3 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果は、資料編・別紙1（23～41）のとおりです。

また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、資料編・別紙2（P42～P48）のとおりです。

#### 【主な脆弱性評価の結果】

- 災害を未然に防止する公共土木施設等(橋梁、堤防等)の計画的な整備が必要
- 生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化への対応が必要
- 災害時の輸送・復旧活動等を支える広域道路ネットワークの整備が必要
- 「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要
- 早期避難や孤立防止等のための情報伝達・通信基盤の確保・拡充が必要
- 関係機関との連携等による救助・救急体制の整備が必要

など

## 第4章 強靱化の推進方針

### 1 施策分野ごとの推進方針

推進方針は、脆弱性評価の結果を踏まえ、ハード・ソフト両面から、基本目標の達成に向け今後必要となる対策を政策分野ごとに取りまとめた。

第3章で設定した8つの個別施策分野と3つの横断的分野について、それぞれの推進方針は以下のとおりです。

なお、これらの推進方針は、相互に関連する事項があるため、主管する課所等を明確にした上で、関係箇所等との推進体制を構築し必要な調整を図るなど、施策の推進の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮するものとします。

また、推進方針の進捗状況を可能な限り定量的に評価し、計画の進行管理を行うため、重要業績評価指標（KPI）を設定しました（一覧は別表P19～P20）。

#### (1) 行政機能〔個別施策分野〕

災害応急対策の円滑な実施のため、庁舎等の耐震化や消防の装備資機材の整備・高度化、関係機関の連携強化等を図ります。

##### ①防災拠点となる公共施設等の強化

○庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、耐震化を推進する。【総務】【総合支所】3-1

##### ②業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組

○策定済みの業務継続計画について、非常時優先業務に係る必要人数、参集可能職員数など、定期的に計画の見直しを行うとともに、職員への周知徹底を図る。また、災害時の受援体制等に関する研修を行うなど、計画の見直しや実効性の確保を推進する。【総務】3-1

##### ③応援協定の締結・拡充

○大規模災害発生時の広域応援対策を円滑に講ずるために、県及び他の市町村と相互応援協定を締結するとともに、関係機関や民間団体等との災害応援協定の締結により協力体制の確立・強化を図る。【総務】2-1

##### ④避難体制の整備

○地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを進めていくとともに、自主防災組織役員や自治会長、消防団員、防災士等、避難を牽引するリーダーの養成を推進する。【総務】1-5, 2-1, 2-7

○大規模災害に備え、避難所における飲料水や食糧及び毛布やトイレ、発電機等資機材の防災備蓄の充実を図る。【総務】2-1, 2-7

○避難所等におけるプライバシーと、女性や高齢者など多様な避難者の視点やニーズの違い等に配慮した良好な生活環境を確保する。【総務】【総合支所】2-1, 2-7

○避難所内での集団感染を防ぐために、新型コロナウイルス等の感染症対策を示した避難所運営のマニュアル整備や訓練等を行うとともに、必要な物資・資機材の備蓄など、避難所の生活環境対策に努める。【総務】【総合支所】2-1, 2-7

##### ⑤孤立集落等の避難対策

○多様な通信手段を確保するとともに、空、海からの救助・救出や物資の輸送等に対応できるよう、ヘリポート、港の確保や整備を進める。【総務】【施設整備】 2-2

#### ⑥消防団員等の確保・育成

○消防操法大会を通じた消防団員の技術向上を図り、災害時の緊急対応の習熟を図る。また、消防団員を確保し、地域防災体制の強化を図るため、団員確保に向けた広報活動を行うとともに、団員の処遇や装備の改善を行い消防団員確保の取組みを進める。【総務】 2-3, 8-3

#### ⑦防災教育等

○「防災教育テキスト」の活用や「危険予測学習」の実施を促進し、日時等を事前に告げない避難訓練や実際の災害に即した避難訓練のさらなる普及を図る。【総務】 1-5

## (2) 住宅・環境 [個別施策分野]

災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進するとともに、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行う体制を整備します。

#### ①住宅・建築物等の耐震化

○地震による住宅の倒壊被害等から住民を守るため、県と協力し、耐震化の普及啓発を図るとともに、国庫補助制度等を活用して住宅の耐震診断・耐震改修を支援し、耐震化を引き続き促進する。【総務】 1-1, 1-2, 2-5, 3-1, 7-1

#### ②多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

○大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、県と協力し、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する。【商工観光】【総務】 1-1, 1-2, 2-5, 7-1

#### ③学校施設の長寿命化

○学校施設は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となるところも多いことから、非構造部材の耐震化を図るとともに、施設の長寿命化に取り組む。【教育総務】 1-1

#### ④公営住宅の長寿命化

○公営住宅の需給見通しを踏まえ、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。【生活衛生】 1-1

#### ⑤地域の防災機能の向上

○各種ハザードマップや過去の災害履歴等を踏まえ、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策を進め、防災機能の向上を図る。

【総務】【施設整備】 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 2-5, 7-1

○地域の防災機能の向上を図るため、公園や街路施設について、計画的な更新を進める。【施設整備】【農林水産】【商工観光】 7-1

#### ⑥住宅の防災対策の推進

○火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。また、大規模地震発生後の漏

電等による電気火災の発生を防止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う。【総務】 1-1, 7-1

○消防力の充実強化に必要な水利施設の整備及び維持管理を適正に行うとともに、地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽の効果的配置を推進する。【総務】 1-1, 7-1

○防災上の問題等を解決するため、「周防大島町空家等対策計画」に基づき、適正管理を促進する。【空家定住対策】 1-1, 2-5, 7-1

#### ⑦文化財防災対策の促進

○文化財を災害から守り、利用者の安全を確保するため、特性に応じた防災対策を促進するとともに、文化財を適切に保護できるよう、毀損・滅失等の有無及び進行状況を速やかに把握し、状況に応じた対策を行う。【社会教育】 1-1, 8-6

○保管環境を整備し被災時の搬出ルートや搬出順位、被害状況把握のため、災害種別ごとの巡回・訪問ルートを設定する。【社会教育】 1-1, 8-6

○消防訓練等の実施により、文化財愛護の精神や防災思想のさらなる涵養を促進する。【社会教育】 8-6

#### ⑧内水対策の促進

○ハード・ソフト両面から浸水被害の軽減・最小化を図るため、河川の整備や内水ハザードマップの作成・公表や、防災訓練等を通じた住民のハザードマップ活用を促進する。【総務】  
【施設整備】 1-3, 8-5

#### ⑨上下水道施設等の耐震化等の促進

○被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する。【水道】 2-1, 6-2

○大規模な応急給水活動時においては、多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等と連携し、応急給水体制の充実・強化を図る。【水道】 2-1, 6-2

○災害時にも機能を確保する下水道BCPに基づく訓練の実施やBCPの定期的な見直しを行うとともに、下水道ストックマネジメント計画等により、計画的な下水道施設の改築・更新を促進する。【下水道】 2-6, 6-2

#### ⑩災害廃棄物処理対策の推進

○大規模災害発生時には、大量の災害廃棄物が発生することから、「周防大島町災害廃棄物処理計画」に基づく処理の実効性の向上に努めるとともに、国・県・民間事業者との連携・協力により、災害廃棄物の適正な処理体制の構築を図る。【生活衛生】 8-1

#### ⑪ごみ焼却施設の維持管理

○災害発生時においても、安定したごみ焼却能力を確保できるよう、令和6年度から令和10年度にかけて、老朽化した設備の交換・補修等を一体的に行う基幹的設備改良工事を行い、長寿命化を計画的に進める。【生活衛生】 8-1

#### ⑫有害物質対策の推進

○災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び流出・拡散防止や汚染物質の除去など防災対策の徹底を促す。



### (3) 保健医療・福祉 [個別施策分野]

迅速かつ適切な医療救護活動が行われるよう、災害医療体制の充実を図るとともに、災害医療に係る関係機関との連携強化に取り組む。

また、高齢者や障害者等避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、名簿の更新・拡充や福祉避難所の確保を促進します。

#### ①社会福祉施設の耐震化

○高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、社会福祉施設の設置者に対する耐震診断・耐震改修の必要性の普及・啓発等を行い、耐震化を促進する。

【福祉】 1-1

#### ②災害医療体制の充実

○災害発生時に、医療救護活動が円滑に実施できるよう、平時より県、災害拠点病院をはじめ医師会や消防機関等関係機関との医療連携体制の構築を推進する。

【総務】【健康増進】 2-5

#### ③要配慮者対策の促進

○避難行動要支援者名簿の更新・拡充や名簿情報の共有を図り、避難行動要支援者に対する個別計画の策定を進める等、防災関係機関と福祉関係機関が連携した取組を支援促進する。

【総務】【福祉】 1-2, 1-5

○避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所を確保するため、社会福祉施設との協定を進め、要配慮者の受け入れ体制の整備を促進する。【総務】【福祉】 2-5

#### ④感染症対策の推進

○災害時の感染症の発生回避・まん延防止のため、確実な予防接種の実施を促進し、平時から感染症予防に関する普及啓発に努める。【健康増進】 2-6

○ 災害発生時に新型コロナウイルス等の感染症が発生した際、迅速に対応できるよう、保健所等関係団体と連携し対応マニュアルを整備するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう研修等を実施する。【健康増進】 2-6

○災害時の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材について、計画的に整備する。

【総務】 2-6

### (4) 産業・エネルギー [個別施策分野]

経済活動が機能不全に陥らないよう、企業や事業所の防災対策の強化を支援します。

#### ①企業BCP策定の支援

○経済活動の保持・早期回復を早めるため、商工会と連携して企業BCP策定に向けた普及啓発活動等を推進する。【商工観光】 5-1

#### ②電力の安定供給体制の確保

○災害時においても電力供給を確保するために、電力事業者は平時から電力システムの耐災

性の強化を図り、町は情報共有に努める。【総務】 6-1

○災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。【総務】 6-1

○省資源・省エネルギー対策の普及促進や再生可能エネルギーの導入促進に努める。

【生活衛生】 6-1

## (5) 情報・通信 [個別施策分野]

迅速かつ的確な防災情報を提供するため、Lアラートの活用や避難所等における早期通信手段の確保等、災害時の情報伝達体制の強化に努めます。

### ①業務継続計画（ICT-BCP）の推進

○災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、ICT-BCPの策定を促進し、定期的な点検・訓練・見直し等を進めて実践的な取り組みを図る。【政策企画】 3-1

### ②多様な情報伝達手段の確保

○防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、町防災メール、緊急速報メール、SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。【総務】【政策企画】 1-1, 1-2, 1-4, 1-5, 4-2

### ③災害時の情報伝達の強化

○YSNや民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る。

【総務】 1-2, 1-5, 2-3, 3-1, 4-1

○災害発生時に多様な伝達手段を用いた情報提供を行うとともに、関係機関と連携しながら、正しい情報を的確に発信する。【政策企画】 7-5

### ④孤立防止のための情報伝達体制の整備

○中山間地域等における災害時の孤立防止のため、防災行政無線の戸別受信機の整備や、携帯電話不感地域の縮小に向けた通信事業者による整備等、多様な伝達手段の確保を促進する。【政策企画】【総務】 2-2

### ⑤通信事業者等の災害対応力強化

○通信事業者と連携し、避難所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の設置を進めるとともに、通信機器の更新・追加配備について、計画的に取り組む。

【総務】 4-1

○通信インフラについては、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備など、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む。【政策企画】 4-1, 4-2

## (6) 交通・物流 [個別施策分野]

大規模災害時における被災者の避難や支援物資の受入・輸送等を円滑に実施するため、耐震化など道路や海岸漁港の防災対策を推進するとともに、民間事業者との協定を通じた輸送手段の確保や災害時にも機能する道路ネットワークの構築を図ります。

### ①道路の防災対策の推進

- 大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震補強、道路斜面の防災対策を推進する。【施設整備】 1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 2-4, 2-5, 3-1, 5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4
- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、橋梁等の定期点検を行い「周防大島町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する。【施設整備】 1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 2-4, 2-5, 3-1, 5-2, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4
- 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や、身近な生活道路の整備を推進する。  
【施設整備】 2-1, 2-2, 2-5, 3-2, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

### ②港湾・漁港施設の整備等

- 大規模災害時に必要な港湾・漁港の機能を発揮できるよう、耐震強化岸壁の整備や老朽化対策を推進する。【施設整備】 2-1, 2-2, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4
- 町管理の12漁港（和田漁港、森野漁港、日良居漁港、安下庄漁港、浮島漁港、椋野漁港、前島漁港、三蒲漁港、志佐漁港、出井漁港、油田漁港、白木漁港）において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、保全工事を行う。【施設整備】 2-1, 2-2, 5-1, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4
- 高波対策を実施することで、漁港内の船舶の係留環境の安全性を図る機能強化工事を行う。  
【施設整備】 2-1, 2-2, 5-1, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4
- 県と協力しフェリー接岸施設の保全を行い、利用者の利便性の向上、運航の安全な輸送環境を確保するとともに機能向上を図るための整備を推進する必要がある。【商工観光】 2-1, 2-2, 5-1, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

### ③救援物資の輸送等

- 大規模災害時の物資の受入や被災地への輸送等が適切に行われるよう、緊急輸送道路や広域物資輸送拠点施設を指定するとともに、当該施設の安全性の確保に努める。  
【総務】【施設整備】 5-4
- 住民避難や支援物資等の輸送については、民間事業者等と災害時の協定を締結するとともに、災害による陸上輸送路の途絶や離島航路の不通等の発生に備え、救援物資の輸送手段の確保に努める。【総務】 5-4

## (7) 農林水産 [個別施策分野]

農地・農業用施設の被害の防止を図るため、危険ため池の改修や、地すべり防止対策等の農地防災を推進するとともに、農業生産基盤の整備や農業生産体制の強化を図ります。

### ①農地防災の推進

- 集中豪雨等により周辺地域に被害を及ぼし、人的被害を与えるおそれのあるため池につい

ては、防災重点ため池に指定し、そのうち、老朽化しているため池については、廃止や改修等を計画的に取り組むとともに、ため池ハザードマップの作成等を行い、地域住民へ周知し決壊等による災害を防止・軽減する。【施設整備】 1-4, 5-4, 7-3

### ②農業生産基盤の整備

○農業生産活動を維持し、低コスト化と生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化等の農業生産基盤の整備を推進するとともに、集落間連携等による新たな人材の確保や地域が一体となった鳥獣被害防止の取組等、農地や農業用施設の保全活動を推進する。【農林水産】 5-4, 7-4

### ③農業生産体制の強化

○農業の生産体制を強化するため、町、県柳井農林水産事務所、農協等が連携し、高度かつ多様な技術課題に対応できる体制を整備するとともに、災害時には、応急措置や復旧に向けた現地指導を実施する。【農林水産】 5-4

## (8) 国土保全・土地利用 [個別施策分野]

災害に強く迅速な復旧復興が進むよう、海岸保全施設の整備や河川改修、治山事業などハード対策を推進するとともに、災害種別に応じたハザードマップの有効活用を推進します。

### ①津波・高潮対策の推進

- 津波・高潮等による被害の防止に向けて、陸閘の設置や水門の電動化、漁港、護岸、離岸堤の堤防等海岸保全施設の整備を計画的かつ早期に進めるとともに、長寿命化を図るための老朽化対策を推進する。【施設整備】 1-2, 1-3, 3-1, 5-1, 5-2, 5-3, 6-3, 7-2, 8-5
- 高潮浸水想定区域の見直しを踏まえた高潮ハザードマップの作成を進め、地域における防災対策の支援を推進する。【総務】 1-2, 1-3, 7-2, 8-5
- 津波浸水想定区域を踏まえた津波ハザードマップの作成を進め、地域における防災対策の支援を推進する。【総務】 1-2, 1-3, 7-2, 8-5

### ②洪水対策の推進

- 二級河川については、県との連携を密にし、高潮や洪水による被害を防止するために、浚渫や護岸改修等の事業を促進するとともに、町管理河川についても、浚渫や護岸改修等に努める。【施設整備】 1-3, 3-1, 5-1, 5-3, 7-3
- 計画を上回る洪水が発生した場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成を進める。【総務】 1-3, 1-5

### ③山地災害対策の推進

○近年の局地的な集中豪雨の多発により、山腹崩壊や土砂流出被害が増加していることから、これらによる家屋や道路等への被害を防止するための治山整備を推進する。

【施設整備】 1-4, 2-2, 7-3, 7-4

○人工林の間伐や繁茂竹林の伐採等により、森林の有する公益的機能の回復を推進する。【農林水産】 7-4

### ④土砂災害対策の推進

- 土砂災害を防止・軽減するため、土砂災害防止施設の整備を、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に進める。【施設整備】1-4
  - 土砂災害防止施設の老朽化による機能低下を防止し、所定の機能・性能を維持・確保するため、適正に対策を実施する。【施設整備】1-4, 7-3
  - 土砂災害から住民が迅速かつ的確に避難できるよう、住民参加型土砂災害ハザードマップの作成を支援する。【総務】1-4
- ⑤迅速な復旧・復興に向けた取組**
- 災害時に応急仮設住宅が迅速に行えるよう、応急仮設住宅建設候補地の新規選定を進め、応急仮設住宅の建設用地を確保に努める。【生活衛生】8-7

## (9) リスクコミュニケーション [横断的分野]

「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化を図るため、防災意識の醸成、地域ぐるみの防災活動の促進に取り組みます。

### ①地域防災力の充実強化

- 各種ハザードマップや災害教訓事例集等の活用、研修の開催等を通じて防災知識の普及・啓発を図るとともに、町民や民間事業者等が参加する防災訓練を通じて平時から防災意識の醸成を図る。【総務】8-3
- 地域防災の要である自主防災組織等の活性化を支援し、自治会や自主防災組織等による地域ぐるみの防災活動を促進する。【総務】8-3
- 地域による防災活動の促進、防災意識の醸成に係る取組等を通じて、自主防災組織の育成や消防団員の確保など防災の担い手づくりの取組を進める。【総務】8-3

## (10) 官民連携 [横断的分野]

迅速かつ効果的な応急対策を実施するため、民間事業者との協定の締結や、官民連携した支援体制の整備に取り組みます。

### ①応援協定の締結・拡充

- 迅速かつ効果的な応急対策が実施できるよう、協定の締結・拡充など、民間事業者等との連携・支援体制の整備に努めるとともに、協定に基づく効果的な運用を図る。  
【総務】【施設整備】8-2

## (11) 老朽化対策 [横断的分野]

公共施設等の老朽化に計画的に対応するため、維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図るとともに、適切な維持管理・更新を推進します。

### ①公共施設等の適切な維持管理

- 「周防大島町公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画等に基づき、適切な維持管理、修繕、更新等を行う。【財務】1-1

(別表) 重要業績評価指標 (KPI) 一覧

1 行政機能

No.	重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (最新)	目標値
1	防災拠点となる公共施設等の耐震化率	R4 98.0%	R9 100%
2	民間事業者等との災害時応援協定の締結協定数	R4 17協定	増加させる
3	率先避難重点促進地域における避難体制整備数	R4 2エリア	R9 10エリア
4	指定避難所における避難所運営の手引き作成数	R4 11箇所	R9 20箇所
5	公の避難所耐震化率 (耐震施設数/施設数)	R4 72.2%	R9 100%
6	災害時用通信機器整備台数	R4 16台	R9 16台
7	臨時ヘリポート箇所数	R4 21箇所	R9 25箇所
8	人口に対する消防団員の割合	R4 5.8%	R9 5.8%

2 住宅・環境

No.	重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (最新)	目標値
1	小中学校の耐震化率	R4 100%	R9 100%
2	住宅の耐震化率	H30 68%	R9 90%
3	住宅用火災警報器の設置率 (柳井地区広域消防組合管内)	R4 61.0%	R9 100%
4	適正な管理の行われていない空き家率	R4 22.7%	R9 減少させる
5	文化財防火デーにおける消防訓練の実施	R4 1回	継続させる
6	水道施設管路の耐震化率	R2 2.8%	R9 向上させる
7	下水道ストックマネジメント計画の策定 (当初H30年策定、5年毎に更新)	H30策定 (第1期計画R1～ R5) 100%	R5策定 (第2期計画R6～ R10) 100%
8	環境基準の達成率大気 (二酸化硫黄、二酸化窒素)	R4 100%	R9 100%
9	環境基準の達成率水質 (人の健康の保護に関する項目)	R4 100%	R9 100%

3 保健医療・福祉

No.	重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (最新)	目標値
1	社会福祉施設の耐震化率	R1 90%	R9 100%
2	各災害医療関係機関との協定締結数	R4 1協定	増加させる
3	自主防災組織 組織率	R4 49.1%	R9 100%

4 産業・エネルギー

No.	重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (最新)	目標値
1	再生可能エネルギーの発電出力 (各庁舎、町立病院)	R3 11,914,451kw	増加させる

5 情報・通信

No.	重要業績評価指標 (KPI)	現状値 (最新)	目標値
1	基幹系システム災害協定	R4 協定無	R9 協定締結
2	防災メール登録者数	R4 5,200人	R9 8,000人
3	町ホームページへのアクセス数	R4 356,074件	増加させる

## 6 交通・物流

No.	重要業績評価指標（KPI）	現状値（最新）	目標値
1	「周防大島町橋梁長寿命化修繕計画（令和元年度策定）」にて選定された橋梁の修繕率	R4 9.8% (32橋/327橋) 全336橋	R9 13.8% (45橋/327橋)
2	町道道路改良率	R1 53%	増加させる
3	漁港施設機能保全計画に基づく対策施設数（R1年からの累計）	R4 5施設	R9 10施設
4	漁港施設機能強化済漁港数（R1年からの累計）	R4 1漁港	R9 2漁港

## 7 農林水産

No.	重要業績評価指標（KPI）	現状値（最新）	目標値
1	防災重点ため池のうち廃止ため池数	R4 0箇所	R9 2箇所
2	中山間地域等直接支払制度取組面積（年間）	R4 132ha	R9 132ha
3	多面的機能支払取組面積（年間）	R4 114ha	R9 114ha
4	有害鳥獣の捕獲数	R4 29,356体 (累計)	R9 45,461体 (累計)

## 8 国土保全・土地利用

No.	重要業績評価指標（KPI）	現状値（最新）	目標値
1	高潮対策事業の離岸堤整備延長（計画中離岸堤の累計）	R4 208m	R9 306m
2	漁港海岸長寿命化計画に基づく対策施設数（R1年からの累計）	R4 0施設	R9 1施設
3	県による最大規模の高潮浸水想定区域図の作成・公表に基づく高潮ハザードマップの作成（令和5年3月に新想定の高潮ハザードマップを作成、配布、周知済）	R4 作成、配布	適宜更新
4	県による最大規模の洪水に対応した浸水想定区域図の作成・公表に基づく洪水ハザードマップの作成（令和4年3月に新想定の高潮ハザードマップを作製、配布、周知済）	R3 作成、配布	適宜更新
5	間伐実施面積（年間）	R4 2.64ha	R9 5.64ha

## 9 リスクコミュニケーション

No.	重要業績評価指標（KPI）	現状値（最新）	目標値
1	自主防災組織 組織率【再掲】	R4 49.1%	R9 100%

## 10 官民連携

No.	重要業績評価指標（KPI）	現状値（最新）	目標値
1	民間事業者等との災害時応援協定の締結協定数【再掲】	R4 17協定	増加させる

## 11 老朽化対策

No.	重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
1	個別施設計画策定数（累計）	R4 31件	R9 34件

## 第5章 計画の着実な推進

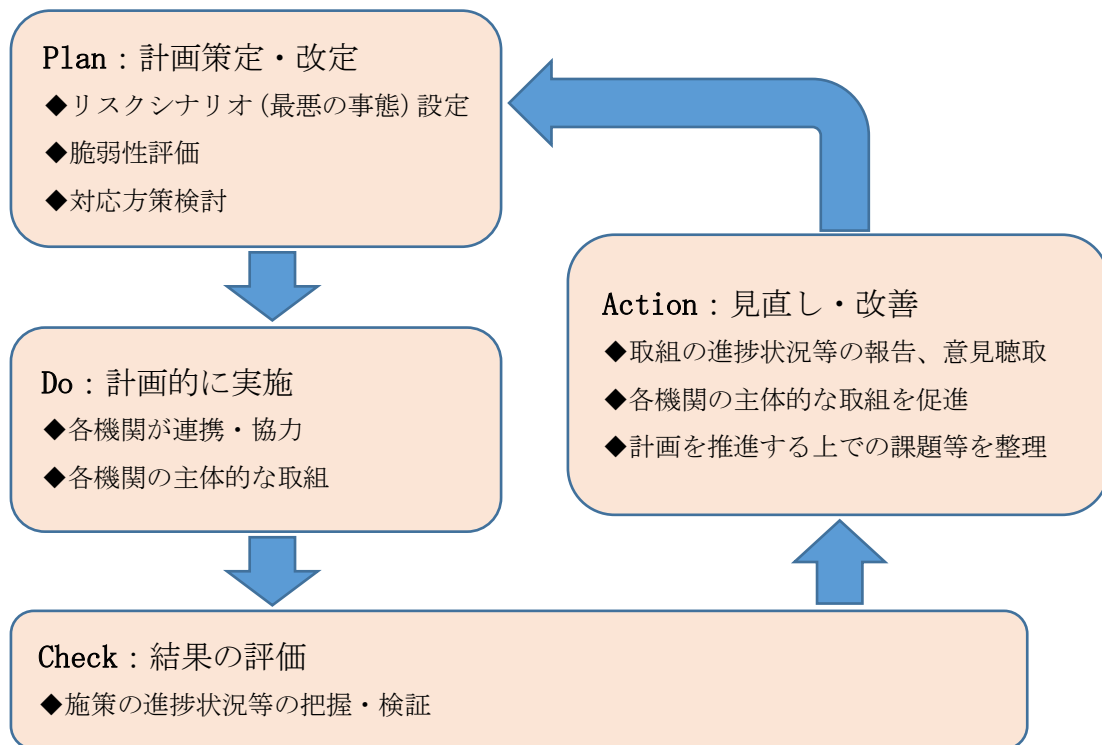
### 1 計画の推進体制

本町の地域強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その取組みは広範な各課の所掌にまかされます。したがって、本計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもと、国、県、関係機関並びに民間事業者等と連携・協力し、一体となって取組みを推進していきます。

### 2 計画の進行管理

本町の地域強靱化に向けては、国の計画である「国土強靱化基本計画」、県の計画である「山口県強靱化地域計画」と絶えず整合性を保つとともに、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要です。そのためには、施策の進捗状況等を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCAサイクルを繰り返して取組みを推進していくとともに、新たな施策展開を図っていきます。

#### PDCAサイクル





# 資料編

## 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

### 1 【人命の保護】

#### 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

##### 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

###### ① 住宅・建築物等の耐震化

- 住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、耐震化の普及啓発や耐震診断・耐震改修への支援を行い、耐震化を促進する必要がある。

【総務】

###### ② 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

- 大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。【商工観光】【総務】

###### ③ 学校施設の長寿命化

- 学校施設は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難所となるところも多いことから、非構造部材の耐震化を図るとともに、施設の長寿命化に取り組む必要がある。【教育総務】

###### ④ 公営住宅の長寿命化

- 公営住宅の需給見通しを踏まえ、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する必要がある。【生活衛生】

###### ⑤ 地域の防災機能の向上

- 様々な災害リスクが高まる中、災害に強いまちの形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について町で作成する各種計画に盛り込むことにより、地域防災を推進する必要がある。【総務】【施設整備】

###### ⑥ 住宅の防災対策の推進

- 火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。また、大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う必要がある。【総務】
- 消防力の充実強化に必要な水利施設の整備及び維持管理を適正に行うとともに、地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽の効果的配置を推進する必要がある。【総務】
- 防災上の問題等を解決するため、「周防大島町空家等対策計画」に基づき、適正管理を推進する必要がある。【空家定住対策】

###### ⑦ 文化財防災対策の促進

- 建造物や史跡、天然記念物等の文化財を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を講じる必要がある。【社会教育】

###### ⑧ 社会福祉施設の耐震化

- 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、社会福祉施設の設置者に対し、耐震診断・耐震改修の必要性の普及・啓発等を行い、施設の改修・整備や耐震化を促進する必要がある。【福祉】

###### ⑨ 多様な情報伝達手段の確保

- 防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情

報共有システム（Lアラート）、町防災メール、緊急速報メール、SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。【総務】【政策企画】

#### ⑩ 道路の防災対策の推進

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、橋梁等の定期点検を行い「周防大島町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【施設整備】
- 道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある。【施設整備】
- 道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。【施設整備】

#### ⑪ 公共施設等の適切な維持管理

- 公共施設等が老朽化していくことを踏まえ、町民生活や経済活動の基盤となる公共施設等を維持し、必要な行政サービスを将来にわたり提供していく必要がある。【財務】

### 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

#### ① 住宅・建築物等の耐震化

- 住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、耐震化の普及啓発や耐震診断・耐震改修への支援を行い、耐震化を促進する必要がある。【総務】

#### ② 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

- 大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、県と協力し、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。【商工観光】【総務】

#### ③ 地域の防災機能の向上

- 各種ハザードマップや過去の災害履歴等を踏まえ、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策を進め、防災機能の向上を図る必要がある。【総務】【施設整備】

#### ④ 要配慮者対策の促進

- 避難行動要支援者名簿の更新・拡充や名簿情報の共有を図り、避難行動要支援者に対する個別計画の策定を進める等、防災関係機関と福祉関係機関が連携した取組を支援促進する必要がある。【総務】【福祉】

#### ⑤ 多様な情報伝達手段の確保

- 防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、町防災メール、緊急速報メール、SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。【総務】【政策企画】

#### ⑥ 災害時の情報伝達の強化

- YSNや民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。【総務】

#### ⑦ 道路の防災対策の推進

- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、橋梁等

の定期点検を行い「周防大島町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【施設整備】

○道路斜面は豪雨等により崩壊するなど被害を受けやすいため、防災対策を推進する必要がある必要がある。【施設整備】

○道路施設の老朽化により、災害時に安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画等の策定を進め、定期点検を実施するとともに、計画的な修繕・更新を推進する必要がある。【施設整備】

#### ⑧ 津波・高潮対策の推進

○津波・高潮等による被害の防止に向けて、漁港や護岸、堤防等海岸保全施設の整備を計画的かつ早期に進めるとともに、長寿命化を図るための老朽化対策を推進する必要がある。【施設整備】

○平成27年7月に施行された改正水防法による、国のマニュアルに基づく県の高潮浸水想定区域の見直しに合わせ、令和4年度に浸水想定公表や高潮ハザードマップの住民への周知を行った、今後も高潮浸水想定区域の見直し等に速やかに対応し円滑かつ迅速な避難の確保に努める必要がある。【総務】

○大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、津波浸水想定を設定し、浸水区域と水深を示した浸水想定区域図を策定し公表しているところである。今後、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、ソフト対策を推進する必要がある。【総務】

### 1-3 高潮など異常気象等による広域かつ長期的な浸水

#### ① 地域の防災機能の向上

○各種ハザードマップや過去の災害履歴等を踏まえ、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策を進め、防災機能の向上を図る必要がある。【総務】【施設整備】

#### ② 内水対策の促進

○ハード・ソフト両面から浸水被害の軽減・最小化を図るため、河川の整備や内水ハザードマップの作成・公表や、防災訓練等を通じた住民のハザードマップ活用を促進する必要がある。【総務】【施設整備】

#### ③ 津波・高潮対策の推進

○津波・高潮等による被害の防止に向けて、漁港や護岸、堤防等海岸保全施設の整備を計画的かつ早期に進めるとともに、長寿命化を図るための老朽化対策を推進する必要がある。【施設整備】

○平成27年7月に施行された改正水防法による、国のマニュアルに基づく県の高潮浸水想定区域の見直しに合わせ、令和4年度に浸水想定公表や高潮ハザードマップの住民への周知を行った、今後も高潮浸水想定区域の見直し等に速やかに対応し円滑かつ迅速な避難の確保に努める必要がある。【総務】

○大規模津波等が発生した場合、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある。現在、津波浸水想定を設定し、浸水区域と水深を示した浸水想定区域図を策定し公表しているところである。今後、円滑な警戒避難体制の構築を図るために、ソフト対策を推進する必要がある。【総務】

#### ④ 洪水対策の推進

○二級河川については、県との連携を密にし、高潮や洪水による被害を防止するために、浚渫や護岸改修等の事業を促進するとともに、町管理河川についても、浚渫や護岸改修

等に努める。【施設整備】

- 計画を上回る洪水が発生した場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成を進める必要がある。【総務】

#### 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

##### ① 地域の防災機能の向上

- 各種ハザードマップや過去の災害履歴等を踏まえ、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策を進め、防災機能の向上を図る必要がある。【総務】【施設整備】

##### ② 多様な情報伝達手段の確保

- 防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、町防災メール、緊急速報メール、SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。【総務】【政策企画】

##### ③ 農地防災の推進

- 集中豪雨等により周辺地域に被害を及ぼし、人的被害を与えるおそれのあるため池については、防災重点ため池に指定し、そのうち、老朽化しているため池については、廃止や改修等を計画的に取り組むとともに、ため池ハザードマップの作成等を行い、地域住民へ周知し決壊等による災害を防止・軽減を図る必要がある。【施設整備】

##### ④ 山地災害対策の推進

- 近年の局地的な集中豪雨の多発により、山腹崩壊や土砂流出被害が増加していることから、これらによる家屋や道路等への被害を防止するための治山整備を推進する必要がある。【施設整備】

##### ⑤ 土砂災害対策の推進

- 土砂災害を防止・軽減するため、土砂災害防止施設の整備を、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に進める必要がある。【施設整備】
- 土砂災害防止施設の老朽化による機能低下を防止し、所定の機能・性能を維持・確保するため、適正に対策を実施する必要がある。【施設整備】
- 土砂災害から住民が迅速かつ的確に避難できるよう、住民参加型土砂災害ハザードマップの作成を支援する必要がある。【総務】

#### 1-5 情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

##### ① 避難体制の整備

- 地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを進めていくとともに、自主防災組織役員や自治会長、消防団員、防災士等、避難を牽引するリーダーの養成を推進する必要がある。【総務】

##### ② 防災教育等

- 「防災教育テキスト」の活用や「危険予測学習」の実施を促進し、日時等を事前に告げない避難訓練や実際の災害に即した避難訓練のさらなる普及を図る必要がある。【総務】

##### ③ 要配慮者対策の促進

- 避難行動要支援者名簿の更新・拡充や名簿情報の共有を図り、避難行動要支援者に対する個別計画の策定を進める等、防災関係機関と福祉関係機関が連携した取組を支援促進

する必要がある。【総務】【福祉】

#### ④ 多様な情報伝達手段の確保

○防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、町防災メール、緊急速報メール、SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。【総務】【政策企画】

#### ⑤ 災害時の情報伝達の強化

○YSNや民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。【総務】

#### ⑥ 洪水対策の推進

○計画を上回る洪水が発生した場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成を進める必要がある。【総務】

## 2 【救助・救急、医療活動】

大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる  
（それがなされない場合の必要な対応を含む）

### 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### ① 応援協定の締結・拡充

○大規模災害発生時の広域応援対策を円滑に講ずるために、県及び他の市町村と相互応援協定を締結するとともに、関係機関や民間団体等との災害応援協定の締結により協力体制の確立・強化を図る必要がある。【総務】

#### ② 避難体制の整備

○地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを進めていくとともに、自主防災組織役員や自治会長、消防団員、防災士等、避難を牽引するリーダーの養成を推進する必要がある。【総務】

○大規模災害に備え、避難所における飲料水や食料及び毛布やトイレ、発電機等資機材の防災備蓄の充実を図る必要がある。【総務】

○避難所等におけるプライバシーと、女性や高齢者など多様な避難者の視点やニーズの違い等に配慮した良好な生活環境を確保する必要がある。【総務】【総合支所】

○避難所内での集団感染を防ぐために、新型コロナウイルス等の感染症対策を示した避難所運営のマニュアル整備や訓練等を行うとともに、必要な物資・資機材の備蓄など、避難所の生活環境対策に努める必要がある。【総務】【総合支所】

#### ③ 地域の防災機能の向上

○各種ハザードマップや過去の災害履歴等を踏まえ、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策を進め、防災機能の向上を図る必要がある。【総務】【施設整備】

#### ④ 上下水道施設等の耐震化等の促進

○被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。【水道】

○大規模な応急給水活動時においては、多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等と連携し、応急給水体制の充実・強化を図る必要がある。【水道】

#### ⑤ 道路の防災対策の推進

- 大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震補強、道路斜面の防災対策を推進する必要がある。【施設整備】
- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、橋梁等の定期点検を行う必要がある「周防大島町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【施設整備】
- 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や、身近な生活道路の整備を推進する必要がある。【施設整備】
- ⑥ **港湾・漁港施設の整備等**
  - 大規模災害時に必要な港湾・漁港の機能を発揮できるよう、耐震強化岸壁の整備や老朽化対策を推進する必要がある。【施設整備】
  - 町管理の12漁港（和田漁港、森野漁港、日良居漁港、安下庄漁港、浮島漁港、棕野漁港、前島漁港、三蒲漁港、志佐漁港、出井漁港、油田漁港、白木漁港）において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、保全工事を行う必要がある。【施設整備】
  - 県と協力しフェリー接岸施設の保全を行い、利用者の利便性の向上、運航の安全な輸送環境を確保するとともに機能向上を図るための整備を推進する必要がある。【商工観光】
- ⑦ **救援物資の輸送等**
  - 大規模災害時の物資の受入や被災地への輸送等が適切に行われるよう、緊急輸送道路や広域物資輸送拠点施設を指定するとともに、当該施設の安全性の確保に努める必要がある。【総務】【施設整備】

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- ① **孤立集落等の避難対策**
  - 多様な通信手段を確保するとともに、空、海からの救助・救出や物資の輸送等に対応できるよう、ヘリポート、港の確保や整備を進める必要がある。【総務】【施設整備】
- ② **孤立防止のための情報伝達体制の整備**
  - 中山間地域等における災害時の孤立防止のため、防災行政無線の戸別受信機の整備や、携帯電話不感地域の縮小に向けた通信事業者による整備等、多様な伝達手段の確保を促進する必要がある。【政策企画】【総務】
- ③ **道路の防災対策の推進**
  - 大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震補強、道路斜面の防災対策を推進する必要がある。【施設整備】
  - 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、橋梁等の定期点検を行い「周防大島町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【施設整備】
  - 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や、身近な生活道路の整備を推進する必要がある。【施設整備】
- ④ **港湾・漁港施設の整備等**
  - 大規模災害時に必要な港湾・漁港の機能を発揮できるよう、耐震強化岸壁の整備や老朽化対策を推進する必要がある。【施設整備】
  - 町管理の12漁港（和田漁港、森野漁港、日良居漁港、安下庄漁港、浮島漁港、棕野漁港、

前島漁港、三蒲漁港、志佐漁港、出井漁港、油田漁港、白木漁港)において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、保全工事を行う必要がある。【施設整備】

○高波対策を実施することで、漁港内の船舶の係留環境の安全性を図る機能強化工事を行う必要がある。【施設整備】

○県と協力しフェリー接岸施設の保全を行い、利用者の利便性の向上、運航の安全な輸送環境を確保するとともに機能向上を図るための整備を推進する必要がある。【商工観光】

#### ⑤ 救援物資の輸送等

○大規模災害時の物資の受入や被災地への輸送等が適切に行われるよう、緊急輸送道路や広域物資輸送拠点施設を指定するとともに、当該施設の安全性の確保に努める必要がある。【総務】【施設整備】

#### ⑥ 山地災害対策の推進

○近年の局地的な集中豪雨の多発により、山腹崩壊や土砂流出被害が増加していることから、これらによる家屋や道路等への被害を防止するための治山整備を推進する必要がある。【施設整備】

### 2-3 消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

#### ① 消防団員等の確保・育成

○消防操法大会を通じた消防団員の技術向上を図り、災害時の緊急対応の習熟を図る。また、消防団員を確保し、地域防災体制の強化を図るため、団員確保に向けた広報活動を行うとともに、団員の処遇や装備の改善を行い消防団員確保の取組みを進める必要がある。【総務】

#### ② 災害時の情報伝達の強化

○Y S Nや民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。【総務】

### 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

#### ① 道路の防災対策の推進

○大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震補強、道路斜面の防災対策を推進する必要がある。【施設整備】

○古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、橋梁等の定期点検を行い「周防大島町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【施設整備】

### 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

#### ① 住宅・建築物などの耐震化

○地震による住宅の倒壊被害等から住民を守るため、県と協力し、耐震化の普及啓発を図るとともに、国庫補助制度等を活用して住宅の耐震診断・耐震改修を支援し、耐震化を引き続き促進する必要がある。【総務】

#### ② 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

○大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人



的被害が想定される。このため、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。【商工観光】【総務】

### ③ 地域の防災機能の向上

○各種ハザードマップや過去の災害履歴等を踏まえ、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策を進め、防災機能の向上を図る必要がある。【総務】【施設整備】

### ④ 住宅の防災対策の推進

○防災上の問題等を解決するため、「周防大島町空家等対策計画」に基づき、適正管理を促進する必要がある。【空家定住対策】

### ⑤ 災害医療体制の充実

○災害発生時に、医療救護活動が円滑に実施できるよう、平時より県、災害拠点病院をはじめ医師会や消防機関等関係機関との医療連携体制の構築を推進する必要がある。【総務】【健康増進】

### ⑥ 要配慮者対策の促進

○避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所を確保するため、社会福祉施設との協定を進め、要配慮者の受け入れ体制の整備を促進する必要がある。

【総務】【福祉】

### ⑦ 道路の防災対策の推進

○大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震補強、道路斜面の防災対策を推進する必要がある。【施設整備】

○古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、橋梁等の定期点検を行い「周防大島町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【施設整備】

○災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や、身近な生活道路の整備を推進する必要がある。

【施設整備】

## 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### ① 上下水道施設等の耐震化等の促進

○災害時にも機能を確保する下水道BCPに基づく訓練の実施やBCPの定期的な見直しを行うとともに、下水道ストックマネジメント計画等により、計画的な下水道施設の改築・更新を促進する必要がある。【下水道】

### ② 感染症対策の推進

○災害時の感染症の発生回避・まん延防止のため、確実な予防接種の実施を促進し、平時から感染症予防に関する普及啓発に努める必要がある。【健康増進】

○災害発生時に新型コロナウイルス等の感染症が発生した際、迅速に対応できるよう、保健所等関係団体と連携し対応マニュアルを整備するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう研修等を実施する必要がある。【健康増進】

○災害時の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材について、計画的に整備する必要がある。【総務】

## 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### ① 避難体制の整備

- 地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを進めていくとともに、自主防災組織役員や自治会長、消防団員、防災士等、避難を牽引するリーダーの養成を推進する必要がある。【総務】
- 大規模災害に備え、避難所における飲料水や食糧及び毛布やトイレ、発電機等資機材の防災備蓄の充実を図る必要がある。【総務】
- 避難所等におけるプライバシーと、女性や高齢者など多様な避難者の視点やニーズの違い等に配慮した良好な生活環境を確保する必要がある。【総務】【総合支所】
- 避難所内での集団感染を防ぐために、新型コロナウイルス等の感染症対策を示した避難所運営のマニュアル整備や訓練等を行うとともに、必要な物資・資機材の備蓄など、避難所の生活環境対策に努める必要がある。【総務】【総合支所】

## 3 【行政機能の確保】

### 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

##### ① 防災拠点となる公共施設等の強化

- 庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、耐震化を推進する必要がある。【総務】【総合支所】

##### ② 業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組

- 策定済みの業務継続計画について、非常時優先業務に係る必要人数、参集可能職員数など、定期的に計画の見直しを行うとともに、職員への周知徹底を図る。また、災害時の受援体制等に関する研修を行うなど、計画の見直しや実効性の確保を推進する必要がある。【総務】

##### ③ 住宅・建築物等の耐震化

- 地震による住宅の倒壊被害等から住民を守るため、県と協力し、耐震化の普及啓発を図るとともに、国庫補助制度等を活用して住宅の耐震診断・耐震改修を支援し、耐震化を引き続き促進する必要がある。【総務】

##### ④ 地域の防災機能の向上

- 各種ハザードマップや過去の災害履歴等を踏まえ、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策を進め、防災機能の向上を図る必要がある。【総務】【施設整備】

##### ⑤ 業務継続計画（ICT-BCP）の推進

- 災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、ICT-BCPの策定を促進し、定期的な点検・訓練・見直し等を進めて実践的な取り組みを図る必要がある。【政策企画】

##### ⑥ 災害時の情報伝達の強化

- YSNや民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。【総務】

##### ⑦ 道路の防災対策の推進

- 大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震補強、道路斜面の防災対策を推進する必要がある。【施設整備】

○古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、橋梁等の定期点検を行い「周防大島町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【施設整備】

○災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や、身近な生活道路の整備を推進する必要がある。【施設整備】

#### ⑧ 津波・高潮対策の推進

○津波・高潮等による被害の防止に向けて、漁港や護岸、堤防等海岸保全施設の整備を計画的かつ早期に進めるとともに、長寿命化を図るための老朽化対策を推進する必要がある。【施設整備】

#### ⑨ 洪水対策の推進

○二級河川については、県との連携を密にし、高潮や洪水による被害を防止するために、浚渫や護岸改修等の事業を促進するとともに、町管理河川についても、浚渫や護岸改修等に努める必要がある。【施設整備】

## 4 【情報通信機能の確保】

### 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

#### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

##### ① 災害時の情報伝達の強化

○Y S Nや民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。【総務】

##### ② 通信事業者等の災害対応力強化

○通信事業者と連携し、避難所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の設置を進めるとともに、通信機器の更新・追加配備について、計画的に取り組む必要がある。【総務】

○通信インフラについては、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備など、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む必要がある。【政策企画】

#### 4-2 情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

##### ① 地域の防災機能の向上

○各種ハザードマップや過去の災害履歴等を踏まえ、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策を進め、防災機能の向上を図る必要がある。【総務】【施設整備】

##### ② 多様な情報伝達手段の確保

○防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、町防災メール、緊急速報メール、SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。【総務】【政策企画】

##### ③ 通信事業者等の災害対応力強化

○通信インフラについては、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備など、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む必要がある。【政策企画】

## 5 【経済活動の維持】

大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

#### ① 企業BCP策定の支援

○経済活動の保持・早期回復を早めるため、商工会と連携して企業BCP策定に向けた普及啓発活動等を推進する必要がある。【商工観光】

#### ② 道路の防災対策の推進

○大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震補強、道路斜面の防災対策を推進する必要がある。【施設整備】

○古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、橋梁等の定期点検を行い「周防大島町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【施設整備】

○災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や、身近な生活道路の整備を推進する必要がある。【施設整備】

#### ③ 港湾・漁港施設の整備等

○大規模災害時に必要な港湾・漁港の機能を発揮できるよう、耐震強化岸壁の整備や老朽化対策を推進する必要がある。【施設整備】

○町管理の12漁港（和田漁港、森野漁港、日良居漁港、安下庄漁港、浮島漁港、棕野漁港、前島漁港、三蒲漁港、志佐漁港、出井漁港、油田漁港、白木漁港）において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、保全工事を行う必要がある。【施設整備】

○高波対策を実施することで、漁港内の船舶の係留環境の安全性を図る機能強化工事を行う必要がある。【施設整備】

○県と協力しフェリー接岸施設の保全を行い、利用者の利便性の向上、運航の安全な輸送環境を確保するとともに機能向上を図るための整備を推進する必要がある。【商工観光】

#### ④ 救援物資の輸送等

○大規模災害時の物資の受入や被災地への輸送等が適切に行われるよう、緊急輸送道路や広域物資輸送拠点施設を指定するとともに、当該施設の安全性の確保に努める必要がある。【総務】【施設整備】

#### ⑤ 津波・高潮対策の推進

○津波・高潮等による被害の防止に向けて、漁港や護岸、堤防等海岸保全施設の整備を計画的かつ早期に進めるとともに、長寿命化を図るための老朽化対策を推進する必要がある。【施設整備】

#### ⑥ 洪水対策の推進

○二級河川については、県との連携を密にし、高潮や洪水による被害を防止するために、浚渫や護岸改修等の事業を促進するとともに、町管理河川についても、浚渫や護岸改修等に努める必要がある。【施設整備】

## 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーの供給停止

### ① 道路の防災対策の推進

- 大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震補強、道路斜面の防災対策を推進する必要がある。【施設整備】
- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、橋梁等の定期点検を行い「周防大島町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【施設整備】
- 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や、身近な生活道路の整備を推進する必要がある。【施設整備】

### ② 津波・高潮対策の推進

- 津波・高潮等による被害の防止に向けて、漁港や護岸、堤防等海岸保全施設の整備を計画的かつ早期に進めるとともに、長寿命化を図るための老朽化対策を推進する必要がある。【施設整備】

## 5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止

### ① 道路の防災対策の推進

- 大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震補強、道路斜面の防災対策を推進する必要がある。【施設整備】
- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、橋梁等の定期点検を行い「周防大島町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【施設整備】
- 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や、身近な生活道路の整備を推進する必要がある。【施設整備】

### ② 港湾・漁港施設の整備等

- 大規模災害時に必要な港湾・漁港の機能を発揮できるよう、耐震強化岸壁の整備や老朽化対策を推進する必要がある。【施設整備】
- 町管理の12漁港（和田漁港、森野漁港、日良居漁港、安下庄漁港、浮島漁港、棕野漁港、前島漁港、三蒲漁港、志佐漁港、出井漁港、油田漁港、白木漁港）において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、保全工事を行う必要がある。【施設整備】
- 高波対策を実施することで、漁港内の船舶の係留環境の安全性を図る機能強化工事を行う必要がある。【施設整備】
- 県と協力しフェリー接岸施設の保全を行い、利用者の利便性の向上、運航の安全な輸送環境を確保するとともに機能向上を図るための整備を推進する必要がある。【商工観光】

### ③ 救援物資の輸送等

- 大規模災害時の物資の受入や被災地への輸送等が適切に行われるよう、緊急輸送道路や広域物資輸送拠点施設を指定するとともに、当該施設の安全性の確保に努める必要がある。【総務】【施設整備】

### ④ 津波・高潮対策の推進

- 津波・高潮等による被害の防止に向けて、漁港や護岸、堤防等海岸保全施設の整備を計画的かつ早期に進めるとともに、長寿命化を図るための老朽化対策を推進する必要がある。

る。【施設整備】

#### ⑤ 洪水対策の推進

- 二級河川については、県との連携を密にし、高潮や洪水による被害を防止するために、浚渫や護岸改修等の事業を促進するとともに、町管理河川についても、浚渫や護岸改修等に努める必要がある。【施設整備】

### 5-4 食料等の安定供給の停滞

#### ① 道路の防災対策の推進

- 大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震補強、道路斜面の防災対策を推進する必要がある。【施設整備】
- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、橋梁等の定期点検を行い「周防大島町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【施設整備】
- 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や、身近な生活道路の整備を推進する必要がある。【施設整備】

#### ② 港湾・漁港施設の整備等

- 大規模災害時に必要な港湾・漁港の機能を発揮できるよう、耐震強化岸壁の整備や老朽化対策を推進する必要がある。【施設整備】
- 町管理の12漁港（和田漁港、森野漁港、日良居漁港、安下庄漁港、浮島漁港、棕野漁港、前島漁港、三蒲漁港、志佐漁港、出井漁港、油田漁港、白木漁港）において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、保全工事を行う必要がある。【施設整備】
- 高波対策を実施することで、漁港内の船舶の係留環境の安全性を図る機能強化工事を行う必要がある。【施設整備】
- 県と協力しフェリー接岸施設の保全を行い、利用者の利便性の向上、運航の安全な輸送環境を確保するとともに機能向上を図るための整備を推進する必要がある。【商工観光】

#### ③ 救援物資の輸送等

- 大規模災害時の物資の受入や被災地への輸送等が適切に行われるよう、緊急輸送道路や広域物資輸送拠点施設を指定するとともに、当該施設の安全性の確保に努める必要がある。【総務】【施設整備】
- 住民避難や支援物資等の輸送については、民間事業者等と災害時の協定を締結するとともに、災害による陸上輸送路の途絶や離島航路の不通等の発生に備え、救援物資の輸送手段の確保に努める必要がある。【総務】

#### ④ 農地防災の推進

- 集中豪雨等により周辺地域に被害を及ぼし、人的被害を与えるおそれのあるため池については、防災重点ため池に指定し、そのうち、老朽化しているため池については、廃止や改修等を計画的に取り組むとともに、ため池ハザードマップの作成等を行い、地域住民へ周知し決壊等による災害を防止・軽減する必要がある。【施設整備】

#### ⑤ 農業生産基盤の整備

- 農業生産活動を維持し、低コスト化と生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化等の農業生産基盤の整備を推進するとともに、集落間連携等による新たな人材の確保や地域が一体となった鳥獣被害防止の取組等、農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。【農林水産】【施設整備】

## ⑥ 農業生産体制の強化

- 農業の生産体制を強化するため、町、県柳井農林水産事務所、農協等が連携し、高度かつ多様な技術課題に対応できる体制を整備するとともに、災害時には、応急措置や復旧に向けた現地指導を実施する必要がある。【農林水産】

## 6 【ライフラインの確保】

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

#### ① 電力の安定供給体制の確保

- 災害時においても電力供給を確保するために、電力事業者は平時から電力システムの耐災性の強化を図り、町は情報共有に努める必要がある。【総務】
- 災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る必要がある。【総務】
- 省資源・省エネルギー対策の普及促進や再生可能エネルギーの導入促進に努める必要がある。【生活衛生】

### 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

#### ① 上下水道施設等の耐震化等の促進

- 被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。【水道】
- 大規模な応急給水活動時においては、多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等と連携し、応急給水体制の充実・強化を図る必要がある。【水道】
- 災害時にも機能を確保する下水道BCPに基づく訓練の実施やBCPの定期的な見直しを行うとともに、下水道ストックマネジメント計画等により、計画的な下水道施設の改築・更新を促進する。【下水道】

### 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

#### ① 道路の防災対策の推進

- 大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震補強、道路斜面の防災対策を推進する必要がある。【施設整備】
- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、橋梁等の定期点検を行い「周防大島町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【施設整備】
- 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や、身近な生活道路の整備を推進する必要がある。【施設整備】

#### ② 港湾・漁港施設の整備等

- 大規模災害時に必要な港湾・漁港の機能を発揮できるよう、耐震強化岸壁の整備や老朽化対策を推進する必要がある。【施設整備】

- 町管理の12漁港（和田漁港、森野漁港、日良居漁港、安下庄漁港、浮島漁港、棕野漁港、前島漁港、三蒲漁港、志佐漁港、出井漁港、油田漁港、白木漁港）において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、保全工事を行う必要がある。【施設整備】
- 高波対策を実施することで、漁港内の船舶の係留環境の安全性を図る機能強化工事を行う必要がある。【施設整備】
- 県と協力しフェリー接岸施設の保全を行い、利用者の利便性の向上、運航の安全な輸送環境を確保するとともに機能向上を図るための整備を推進する必要がある。【商工観光】
- ③ **救援物資の輸送等**
  - 大規模災害時の物資の受入や被災地への輸送等が適切に行われるよう、緊急輸送道路や広域物資輸送拠点施設を指定するとともに、当該施設の安全性の確保に努める必要がある。【総務】【施設整備】
- ④ **津波・高潮対策の推進**
  - 津波・高潮等による被害の防止に向けて、漁港や護岸、堤防等海岸保全施設の整備を計画的かつ早期に進めるとともに、長寿命化を図るための老朽化対策を推進する必要がある。【施設整備】

## 7 【二次災害の防止】

### 制御不能な二次災害を発生させない

#### 7-1 住宅密集地での大規模火災の発生

- ① **住宅・建築物等の耐震化**
  - 地震による住宅の倒壊被害等から住民を守るため、県と協力し、耐震化の普及啓発を図るとともに、国庫補助制度等を活用して住宅の耐震診断・耐震改修を支援し、耐震化を引き続き促進する必要がある。【総務】
- ② **多数の者が利用する建築物の耐震化の促進**
  - 大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、県と協力し、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。【商工観光】【総務】
- ③ **地域の防災機能の向上**
  - 各種ハザードマップや過去の災害履歴等を踏まえ、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策を進め、防災機能の向上を図る必要がある。【総務】【施設整備】
  - 地域の防災機能の向上を図るため、公園や街路施設について、計画的な更新を進める必要がある。【施設整備】【農林水産】【商工観光】
- ④ **住宅の防災対策の推進**
  - 火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。また、大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う必要がある。【総務】
  - 消防力の充実強化に必要な水利施設の整備及び維持管理を適正に行うとともに、地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽の効果的配置を推進する必要がある。【総務】
  - 防災上の問題等を解決するため、「周防大島町空家等対策計画」に基づき、適正管理を促進する必要がある。【空家定住対策】



## 7-2 有害物質の大規模拡散・流出

### ① 有害物質対策の推進

○災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び流出・拡散防止や汚染物質の除去など防災対策の徹底を促す必要がある。【生活衛生】

### ② 津波・高潮対策の推進

○津波・高潮等による被害の防止に向けて、漁港や護岸、堤防等海岸保全施設の整備を計画的かつ早期に進めるとともに、長寿命化を図るための老朽化対策を推進する必要がある。【施設整備】

○高潮浸水想定区域の見直しを踏まえた高潮ハザードマップの作成を進め、地域における防災対策の支援を推進する必要がある。【総務】

○津波浸水想定区域を踏まえた津波ハザードマップの作成を進め、地域における防災対策の支援を推進する必要がある。【総務】

## 7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

### ① 農地防災の推進

○集中豪雨等により周辺地域に被害を及ぼし、人的被害を与えるおそれのあるため池については、防災重点ため池に指定し、そのうち、老朽化しているため池については、廃止や改修等を計画的に取り組むとともに、ため池ハザードマップの作成等を行い、地域住民へ周知し決壊等による災害を防止・軽減する必要がある。【施設整備】

### ② 洪水対策の推進

○二級河川については、県との連携を密にし、高潮や洪水による被害を防止するために、浚渫や護岸改修等の事業を促進するとともに、町管理河川についても、浚渫や護岸改修等に努める必要がある。【施設整備】

### ③ 山地災害対策の推進

○近年の局地的な集中豪雨の多発により、山腹崩壊や土砂流出被害が増加していることから、これらによる家屋や道路等への被害を防止するための治山整備を推進する必要がある。【施設整備】

### ④ 土砂災害対策の推進

○土砂災害防止施設の老朽化による機能低下を防止し、所定の機能・性能を維持・確保するため、適正に対策を実施する必要がある。【施設整備】

## 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

### ① 農業生産基盤の整備

○農業生産活動を維持し、低コスト化と生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化等の農業生産基盤の整備を推進するとともに、集落間連携等による新たな人材の確保や地域が一体となった鳥獣被害防止の取組等、農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。【農林水産】

### ② 山地災害対策の推進

○近年の局地的な集中豪雨の多発により、山腹崩壊や土砂流出被害が増加していることから、これらによる家屋や道路等への被害を防止するための治山整備を推進する必要がある。【施設整備】

○人工林の間伐や繁茂竹林の伐採等により、森林の有する公益的機能の回復を推進する必要がある。【農林水産】

#### 7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

##### ① 災害時の情報伝達の強化

○災害発生時に多様な伝達手段を用いた情報提供を行うとともに、関係機関と連携しながら、正しい情報を的確に発信する必要がある。【政策企画】

### 8 【迅速な復旧復興】

大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する

#### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### ① 災害廃棄物処理対策の推進

○大規模災害発生時には、大量の災害廃棄物が発生することから、「周防大島町災害廃棄物処理計画」に基づく処理の実効性の向上に努めるとともに、国・県・民間事業者との連携・協力により、災害廃棄物の適正な処理体制の構築を図る必要がある。【生活衛生】

##### ② ごみ焼却施設の維持管理

○災害発生時においても、安定したごみ焼却能力を確保できるよう、令和6年度から令和10年度にかけて、老朽化した設備の交換・補修等を一体的に行う基幹的設備改良工事を行い、長寿命化を計画的に進める必要がある。【生活衛生】

#### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### ① 応援協定の締結・拡充

○迅速かつ効果的な応急対策が実施できるよう、協定の締結・拡充など、民間事業者等との連携・支援体制の整備に努めるとともに、協定に基づく効果的な運用を図る必要がある。【総務】【施設整備】

#### 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### ① 消防団員等の確保・育成

○消防操法大会を通じた消防団員の技術向上を図り、災害時の緊急対応の習熟を図る。また、消防団員を確保し、地域防災体制の強化を図るため、団員確保に向けた広報活動を行うとともに、団員の処遇や装備の改善を行い消防団員確保の取組みを進める必要がある。【総務】

##### ② 地域防災力の充実強化

○各種ハザードマップや災害教訓事例集等の活用、研修の開催等を通じて防災知識の普及・啓発を図るとともに、市民や民間事業者等が参加する防災訓練を通じて平時から防災意識の醸成を図る必要がある。【総務】

○地域防災の要である自主防災組織等の活性化を支援し、自治会や自主防災組織等による地域ぐるみの防災活動を促進する必要がある。【総務】

○地域による防災活動の促進、防災意識の醸成に係る取組等を通じて、自主防災組織の育

成や消防団員の確保など防災の担い手づくりの取組を進める必要がある。【総務】

#### 8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### ① 道路の防災対策の推進

- 大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震補強、道路斜面の防災対策を推進する必要がある。【施設整備】
- 古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、橋梁等の定期点検を行い「周防大島町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【施設整備】
- 災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や、身近な生活道路の整備を推進する必要がある。【施設整備】

##### ② 港湾・漁港施設の整備等

- 大規模災害時に必要な港湾・漁港の機能を発揮できるよう、耐震強化岸壁の整備や老朽化対策を推進する必要がある。【施設整備】
- 町管理の12漁港（和田漁港、森野漁港、日良居漁港、安下庄漁港、浮島漁港、棕野漁港、前島漁港、三蒲漁港、志佐漁港、出井漁港、油田漁港、白木漁港）において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、保全工事を行う必要がある。【施設整備】
- 高波対策を実施することで、漁港内の船舶の係留環境の安全性を図る機能強化工事を行う必要がある。【施設整備】
- 県と協力しフェリー接岸施設の保全を行い、利用者の利便性の向上、運航の安全な輸送環境を確保するとともに機能向上を図るための整備を推進する必要がある。【商工観光】

##### ③ 救援物資の輸送等

- 大規模災害時の物資の受入や被災地への輸送等が適切に行われるよう、緊急輸送道路や広域物資輸送拠点施設を指定するとともに、当該施設の安全性の確保に努める必要がある。【総務】【施設整備】

#### 8-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### ① 内水対策の促進

- ハード・ソフト両面から浸水被害の軽減・最小化を図るため、河川の整備や内水ハザードマップの作成・公表や、防災訓練等を通じた住民のハザードマップ活用を促進する必要がある。【総務】【施設整備】

##### ② 津波・高潮対策の推進

- 津波・高潮等による被害の防止に向けて、漁港や護岸、堤防等海岸保全施設の整備を計画的かつ早期に進めるとともに、長寿命化を図るための老朽化対策を推進する必要がある。【施設整備】
- 高潮浸水想定区域の見直しを踏まえた高潮ハザードマップの作成を進め、地域における防災対策の支援を推進する必要がある。【総務】
- 津波浸水想定区域を踏まえた津波ハザードマップの作成を進め、地域における防災対策の支援を推進する必要がある。【総務】

## 8-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化財の衰退・損失

### ① 文化財防災対策の促進

- 指定及び登録文化財を適切に保護できるよう、毀損・滅失等の有無及び進行状況を速やかに把握し、状況に応じた対策を講じる必要がある。【社会教育】
- 民具等の歴史民俗資料は町教委の所管だけでも優に6万点を超えるため、保管環境を整備する必要がある。【社会教育】
- 有形・無形の文化財の多くは地域住民や地域コミュニティによって維持管理されていることから、消防訓練等の実施により、文化財愛護の精神や防災思想のさらなる涵養を図っていく必要がある。【社会教育】
- 被災後の被害状況把握のため、災害種別ごとの巡回・訪問ルートを設定し、文化財のさらなる毀損・滅失等を抑える必要がある。【社会教育】

## 8-7 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

### ① 迅速な復旧・復興に向けた取組

- 災害時に応急仮設住宅が迅速に行えるよう、応急仮設住宅建設候補地の新規選定を進め、応急仮設住宅の建設用地を確保に努める必要がある。【生活衛生】

## 施策分野ごとの脆弱性評価結果

### 1) 行政機能〔個別施策分野〕

#### ① 防災拠点となる公共施設等の強化

○庁舎をはじめとする公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、耐震化を推進する必要がある。【総務】【総合支所】3-1

#### ② 業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組

○策定済みの業務継続計画について、非常時優先業務に係る必要人数、参集可能職員数など、定期的に計画の見直しを行うとともに、職員への周知徹底を図る。また、災害時の受援体制等に関する研修を行うなど、計画の見直しや実効性の確保を推進する必要がある。【総務】3-1

#### ③ 応援協定の締結・拡充

○大規模災害発生時の広域応援対策を円滑に講ずるために、県及び他の市町村と相互応援協定を締結するとともに、関係機関や民間団体等との災害応援協定の締結により協力体制の確立・強化を図る必要がある。【総務】2-1

#### ④ 避難体制の整備

○地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを進めていくとともに、自主防災組織役員や自治会長、消防団員、防災士等、避難を牽引するリーダーの養成を推進する必要がある。【総務】1-5, 2-1, 2-7

○大規模災害に備え、避難所における飲料水や食糧及び毛布やトイレ、発電機等資機材の防災備蓄の充実を図る必要がある。【総務】2-1, 2-7

○避難所等におけるプライバシーと、女性や高齢者など多様な避難者の視点やニーズの違い等に配慮した良好な生活環境を確保する必要がある。【総務】【総合支所】2-1, 2-7

○避難所内での集団感染を防ぐために、新型コロナウイルス等の感染症対策を示した避難所運営のマニュアル整備や訓練等を行うとともに、必要な物資・資機材の備蓄など、避難所の生活環境対策に努める必要がある。【総務】【総合支所】2-1, 2-7

#### ⑤ 孤立集落等の避難対策

○多様な通信手段を確保するとともに、空、海からの救助・救出や物資の輸送等に対応できるよう、ヘリポート、港の確保や整備を進める必要がある。【総務】【施設整備】2-2

#### ⑥ 消防団員等の確保・育成

○消防操法大会を通じた消防団員の技術向上を図り、災害時の緊急対応の習熟を図る。また、消防団員を確保し、地域防災体制の強化を図るため、団員確保に向けた広報活動を行うとともに、団員の処遇や装備の改善を行い消防団員確保の取組みを進める必要がある。【総務】2-3, 8-3

#### ⑦ 防災教育等

○「防災教育テキスト」の活用や「危険予測学習」の実施を促進し、日時等を事前に告げない避難訓練や実際の災害に即した避難訓練のさらなる普及を図る必要がある。

【総務】1-5

## 2) 住宅・環境〔個別施策分野〕

### ① 住宅・建築物等の耐震化

○地震による住宅の倒壊被害等から住民を守るため、県と協力し、耐震化の普及啓発を図るとともに、国庫補助制度等を活用して住宅の耐震診断・耐震改修を支援し、耐震化を引き続き促進する必要がある。【総務】 1-1, 1-2, 2-5, 3-1, 7-1

### ② 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

○大規模地震が発生した場合、不特定多数の者が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定される。このため、県と協力し、不特定多数の者が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。【商工観光】【総務】 1-1, 1-2, 2-5, 7-1

### ③ 学校施設の長寿命化

○学校施設は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となるところも多いことから、非構造部材の耐震化を図るとともに、施設の長寿命化に取り組む必要がある。【教育総務】 1-1

### ④ 公営住宅の長寿命化

○公営住宅の需給見通しを踏まえ、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業を推進する必要がある。【生活衛生】 1-1

### ⑤ 地域の防災機能の向上

○各種ハザードマップや過去の災害履歴等を踏まえ、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策を進め、防災機能の向上を図る必要がある。

【総務】【施設整備】 1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 2-5, 7-1

○地域の防災機能の向上を図るため、公園や街路施設について、計画的な更新を進める必要がある。【施設整備】【農林水産】【商工観光】 7-1

### ⑥ 住宅の防災対策の推進

○火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。また、大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う必要がある。【総務】 1-1, 7-1

○消防力の充実強化に必要な水利施設の整備及び維持管理を適正に行うとともに、地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽の効果的配置を推進する必要がある。【総務】 1-1, 7-1

○防災上の問題等を解決するため、「周防大島町空家等対策計画」に基づき、適正管理を促進する必要がある。【空家定住対策】 1-1, 2-5, 7-1

### ⑦ 文化財防災対策の促進

○建造物や史跡、天然記念物等の文化財を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を講じる必要がある。【社会教育】 1-1

○指定及び登録文化財を適切に保護できるよう、毀損・滅失等の有無及び進行状況を速やかに把握し、状況に応じた対策を講じる必要がある。【社会教育】 8-6

○民具等の歴史民俗資料は町教委の所管だけでも優に6万点を超えるため、保管環境を整備する必要がある。【社会教育】 8-6

○有形・無形の文化財の多くは地域住民や地域コミュニティによって維持管理されていることから、消防訓練等の実施により、文化財愛護の精神や防災思想のさらなる涵養を図っていく必要がある。【社会教育】 8-6

○被災後の被害状況把握のため、災害種別ごとの巡回・訪問ルートを設定し、文化財のさ

らなる毀損・滅失等を抑える必要がある。【社会教育】 8-6

#### ⑧ 内水対策の促進

○ハード・ソフト両面から浸水被害の軽減・最小化を図るため、河川の整備や内水ハザードマップの作成・公表や、防災訓練等を通じた住民のハザードマップ活用を促進する必要がある。【総務】【施設整備】 1-3, 8-5

#### ⑨ 上下水道施設等の耐震化等の促進

○被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の老朽化対策・耐震化を着実に推進する必要がある。【水道】 2-1, 6-2

○大規模な応急給水活動時には、多くの被災者に対し迅速な対応が求められるため、日本水道協会等と連携し、応急給水体制の充実・強化を図る必要がある。

【水道】 2-1, 6-2

○災害時にも機能を確保する下水道BCPに基づく訓練の実施やBCPの定期的な見直しを行うとともに、下水道ストックマネジメント計画等により、計画的な下水道施設の改築・更新を促進する必要がある。【下水道】 2-6, 6-2

#### ⑩ 災害廃棄物処理対策の推進

○大規模災害発生時には、大量の災害廃棄物が発生することから、「周防大島町災害廃棄物処理計画」に基づく処理の実効性の向上に努めるとともに、国・県・民間事業者との連携・協力により、災害廃棄物の適正な処理体制の構築を図る必要がある。【生活衛生】 8-1

#### ⑪ ごみ焼却施設の維持管理

○災害発生時においても、安定したごみ焼却能力を確保できるよう、令和6年度から令和10年度にかけて、老朽化した設備の交換・補修等を一体的に行う基幹的設備改良工事を行い、長寿命化を計画的に進める必要がある。【生活衛生課】 8-1

#### ⑫ 有害物質対策の推進

○災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び流出・拡散防止や汚染物質の除去など防災対策の徹底を促す必要がある。【生活衛生】 7-2

### 3) 保健医療・福祉 [個別施策分野]

#### ① 社会福祉施設の耐震化

○高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、社会福祉施設の設置者に対する耐震診断・耐震改修の必要性の普及・啓発等を行い、耐震化を促進する必要がある。【福祉】 1-1

#### ② 災害医療体制の充実

○災害発生時に、医療救護活動が円滑に実施できるよう、平時より県、災害拠点病院をはじめ医師会や消防機関等関係機関との医療連携体制の構築を推進する必要がある。

【総務】【健康増進】 2-5

#### ③ 要配慮者対策の促進

○避難行動要支援者名簿の更新・拡充や名簿情報の共有を図り、避難行動要支援者に対する個別計画の策定を進める等、防災関係機関と福祉関係機関が連携した取組を支援促進する必要がある。【総務】【福祉】 1-2, 1-5

○避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所を確保するため、社会福祉施設との協定を進め、要配慮者の受け入れ体制の整備を促進する必要

がある。【総務】【福祉】 2-5

#### ④ 感染症対策の推進

- 災害時の感染症の発生回避・まん延防止のため、確実な予防接種の実施を促進し、平時から感染症予防に関する普及啓発に努める必要がある。【健康増進】 2-6
- 災害発生時に新型コロナウイルス等の感染症が発生した際、迅速に対応できるよう、保健所等関係団体と連携し対応マニュアルを整備するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう研修等を実施する必要がある。【健康増進】 2-6
- 災害時の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材について、計画的に整備する必要がある。【総務】 2-6

### 4) 産業・エネルギー [個別施策分野]

#### ① 企業BCP策定の支援

- 経済活動の保持・早期回復を早めるため、商工会と連携して企業BCP策定に向けた普及啓発活動等を推進する必要がある。【商工観光】 5-1

#### ② 電力の安定供給体制の確保

- 災害時においても電力供給を確保するために、電力事業者は平時から電力システムの耐災性の強化を図り、町は情報共有に努める必要がある。【総務】 6-1
- 災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る必要がある。【総務】 6-1
- 省資源・省エネルギー対策の普及促進や再生可能エネルギーの導入促進に努める必要がある。【生活衛生】 6-1

### 5) 情報・通信 [個別施策分野]

#### ① 業務継続計画（ICT-BCP）の推進

- 災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、ICT-BCPの策定を促進し、定期的な点検・訓練・見直し等を進めて実践的な取り組みを図る必要がある。【政策企画】 3-1

#### ② 多様な情報伝達手段の確保

- 防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、町防災メール、緊急速報メール、SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。【総務】【政策企画】 1-1, 1-2, 1-4, 1-5, 4-2

#### ③ 災害時の情報伝達の強化

- YSNや民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。  
【総務】 1-2, 1-5, 2-3, 3-1, 4-1
- 災害発生時に多様な伝達手段を用いた情報提供を行うとともに、関係機関と連携しながら、正しい情報を的確に発信する必要がある。【政策企画】 7-5

#### ④ 孤立防止のための情報伝達体制の整備

- 中山間地域等における災害時の孤立防止のため、防災行政無線の戸別受信機の整備や、携帯電話不感地域の縮小に向けた通信事業者による整備等、多様な伝達手段の確保を促



進める必要がある。【政策企画】【総務】 2-2

#### ⑤ 通信事業者等の災害対応力強化

○通信事業者と連携し、避難所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の設置を進めるとともに、通信機器の更新・追加配備について、計画的に取り組む必要がある。

【総務】 4-1

○通信インフラについては、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備など、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む必要がある。

【政策企画】 4-1, 4-2

## 6) 交通・物流〔個別施策分野〕

### ① 道路の防災対策の推進

○大規模災害時の緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震補強、道路斜面の防災対策を推進する必要がある。【施設整備】 1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 2-4, 2-5, 3-1, 5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

○古い基準で建設された橋梁は大規模地震により落橋・倒壊のおそれがあるため、橋梁等の定期点検を行い「周防大島町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、主要な橋梁の耐震補強を推進する必要がある。【施設整備】 1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 2-4, 2-5, 3-1, 5-2, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

○災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や、身近な生活道路の整備を推進する必要がある。

【施設整備】 2-1, 2-2, 2-5, 3-2, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

### ② 港湾・漁港施設の整備等

○大規模災害時に必要な港湾・漁港の機能を発揮できるよう、耐震強化岸壁の整備や老朽化対策を推進する必要がある。【施設整備】 2-1, 2-2, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

○町管理の12漁港（和田漁港、森野漁港、日良居漁港、安下庄漁港、浮島漁港、棕野漁港、前島漁港、三蒲漁港、志佐漁港、出井漁港、油田漁港、白木漁港）において、漁港ごとに、防波堤や岸壁等の施設の長寿命化のための機能保全計画に基づき、保全工事を行う必要がある。【施設整備】 2-1, 2-2, 5-1, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

○高波対策を実施することで、漁港内の船舶の係留環境の安全性を図る機能強化工事を行う必要がある。【施設整備】 2-1, 2-2, 5-1, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

○県と協力しフェリー接岸施設の保全を行い、利用者の利便性の向上、運航の安全な輸送環境を確保するとともに機能向上を図るための整備を推進する必要がある。【商工観光】 2-1, 2-2, 5-1, 5-3, 5-4, 6-3, 8-4

### ③ 救援物資の輸送等

○大規模災害時の物資の受入や被災地への輸送等が適切に行われるよう、緊急輸送道路や広域物資輸送拠点施設を指定するとともに、当該施設の安全性の確保に努める必要がある。【総務】【施設整備】 5-4

○住民避難や支援物資等の輸送については、民間事業者等と災害時の協定を締結するとともに、災害による陸上輸送路の途絶や離島航路の不通等の発生に備え、救援物資の輸送手段の確保に努める必要がある。【総務】 5-4

## 7) 農林水産〔個別施策分野〕

### ① 農地防災の推進

- 集中豪雨等により周辺地域に被害を及ぼし、人的被害を与えるおそれのあるため池については、防災重点ため池に指定し、そのうち、老朽化しているため池については、廃止や改修等を計画的に取り組むとともに、ため池ハザードマップの作成等を行い、地域住民へ周知し決壊等による災害を防止・軽減する必要がある。【施設整備】1-4, 5-4, 7-3

### ② 農業生産基盤の整備

- 農業生産活動を維持し、低コスト化と生産性の向上を図るため、農地の大区画化・汎用化等の農業生産基盤の整備を推進するとともに、集落間連携等による新たな人材の確保や地域が一体となった鳥獣被害防止の取組等、農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

【農林水産】【施設整備】5-4, 7-4

### ③ 農業生産体制の強化

- 農業の生産体制を強化するため、町、県柳井農林水産事務所、農協等が連携し、高度かつ多様な技術課題に対応できる体制を整備するとともに、災害時には、応急措置や復旧に向けた現地指導を実施する必要がある。【農林水産】5-4

## 8) 国土保全・土地利用〔個別施策分野〕

### ① 津波・高潮対策の推進

- 津波・高潮等による被害の防止に向けて、漁港や護岸、堤防等海岸保全施設の整備を計画的かつ早期に進めるとともに、長寿命化を図るための老朽化対策を推進する必要がある。【施設整備】1-2, 1-3, 3-1, 5-1, 5-2, 5-3, 6-3, 7-2, 8-5
- 高潮浸水想定区域の見直しを踏まえた高潮ハザードマップの作成を進め、地域における防災対策の支援を推進する必要がある。【総務】1-2, 1-3, 7-2, 8-5
- 津波浸水想定区域を踏まえた津波ハザードマップの作成を進め、地域における防災対策の支援を推進する必要がある。【総務】1-2, 1-3, 7-2, 8-5

### ② 洪水対策の推進

- 二級河川については、県との連携を密にし、高潮や洪水による被害を防止するために、浚渫や護岸改修等の事業を促進するとともに、町管理河川についても、浚渫や護岸改修等に努める必要がある。【施設整備】1-3, 3-1, 5-1, 5-3, 7-3
- 計画を上回る洪水が発生した場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成を進める必要がある。【総務】1-3, 1-5

### ③ 山地災害対策の推進

- 近年の局地的な集中豪雨の多発により、山腹崩壊や土砂流出被害が増加していることから、これらによる家屋や道路等への被害を防止するための治山整備を推進する必要がある。【施設整備】1-4, 2-2, 7-3, 7-4
- 人工林の間伐や繁茂竹林の伐採等により、森林の有する公益的機能の回復を推進する必要がある。【農林水産】7-4

### ④ 土砂災害対策の推進

- 土砂災害を防止・軽減するため、土砂災害防止施設の整備を、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に進める必要がある。【施設整備】1-4
- 土砂災害防止施設の老朽化による機能低下を防止し、所定の機能・性能を維持・確保す

るため、適正に対策を実施する必要がある。【施設整備】1-4, 7-3

- 土砂災害から住民が迅速かつ的確に避難できるよう、住民参加型土砂災害ハザードマップの作成を支援する必要がある。【総務】1-4

#### ⑤迅速な復旧・復興に向けた取組

- 災害時に応急仮設住宅が迅速に行えるよう、応急仮設住宅建設候補地の新規選定を進め、応急仮設住宅の建設用地を確保に努める必要がある。【生活衛生】8-7

### 9) リスクコミュニケーション [横断的分野]

#### ① 地域防災力の充実強化

- 各種ハザードマップや災害教訓事例集等の活用、研修の開催等を通じて防災知識の普及・啓発を図るとともに、市民や民間事業者等が参加する防災訓練を通じて平時から防災意識の醸成を図る必要がある。【総務】8-3
- 地域防災の要である自主防災組織等の活性化を支援し、自治会や自主防災組織等による地域ぐるみの防災活動を促進する必要がある。【総務】8-3
- 地域による防災活動の促進、防災意識の醸成に係る取組等を通じて、自主防災組織の育成や消防団員の確保など防災の担い手づくりの取組を進める必要がある。【総務】8-3

### 10) 官民連携 [横断的分野]

#### ① 応援協定の締結・拡充

- 迅速かつ効果的な応急対策が実施できるよう、協定の締結・拡充など、民間事業者等との連携・支援体制の整備に努めるとともに、協定に基づく効果的な運用を図る必要がある。【総務】【施設整備】8-2

### 11) 老朽化対策 [横断的分野]

#### ① 公共施設等の適切な維持管理

- 「周防大島町公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画等に基づき、適切な維持管理、修繕、更新等を行う。【財務】1-1

## 用語の解説

本計画に記載されている用語のうち、専門的な用語、十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。

なお、用語の右側に付している【 】は、当該用語が出てくるページを示しています。

### あ行

#### ●ICT【P15, 31, 45】

「Information&Communications Technology」の略。コンピューターや情報通信ネットワークなど情報通信技術のこと。

#### ●空家等対策計画【P13, 23, 30, 37, 43, 32】

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、市町が定める計画のこと。市町はこの計画の中で、対策の対象地区や対象空家の種類、適正管理・利活用の促進や特定空家等（倒壊等のおそれがあり放置することが不適切である空家等）に対する措置等について定める。

#### ●Lアラート（災害情報共有システム）

【P15, 24, 26, 27, 45】

自治体などが発する地域（ローカル）の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するサービスのこと。

### か行

#### ●海岸保全施設

【P17, 25, 32, 33, 34, 37, 38, 40, 47】

高潮や津波、波浪による災害や海岸侵食を防止するため、海岸線に設置する施設のこと。堤防、護岸、離岸堤、消波ブロック、水門などがある。

#### ●感震ブレーカー【P13, 23, 37, 43】

地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める装置のこと。

#### ●危険予測学習【P12, 26, 42】

教材の絵（イラスト）や写真に潜む危険を予測し指摘し合うことで、現実起こりそうな危険に気づき、事故に遭わないためにはどのように行動するのかを考え、自ら安全に行動できるよう危機意識や安全意識を高めることを目的とする学習活動のこと。

#### ●緊急輸送道路

【P16, 28, 29, 33, 34, 35, 37, 40, 46】

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を連絡する道路のこと。

#### ●下水道ストックマネジメント計画

【P13, 19, 30, 36, 44】

処理場や管路などの下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら、維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に施設を管理するための計画のこと。

#### ●個別施設計画【P18, 20, 48】

施設ごとの長寿命化計画のこと。

### さ行

#### ●災害医療【P14, 19, 30】

災害発生時に行う、医療救護活動等の医療行為のこと。

●再生可能エネルギー【P15, 19, 36, 45】  
太陽光や太陽熱、風力、水力、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないエネルギーのこと。発電時や利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。

●Jアラート(全国瞬時警報システム)【P15, 23, 24, 26, 27, 32, 45】  
緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市町の防災行政無線や携帯メール、コミュニティFM等を自動起動させるもので、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと。

●想定最大規模の洪水【P17, 26, 27, 47】  
現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、想定し得る最大規模のものとして設定した年超過確率(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率)が概ね1/1000の規模以上の洪水のこと。一方、計画規模の洪水は、河川の計画を作成するときに対象とする洪水のこと。県管理河川では、年超過確率が1/10~1/100の規模の洪水としている。

## た 行

●多面的機能支払(制度)【P20】  
地域が共同で行う、水路・農道等の泥上げや草刈り、補修などにより、地域の多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援する制度のこと。

●中山間地域【P15, 28, 45】  
一般的には、平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域のこと。山口県では、地域振興5法(離島振興法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特

別措置法)の適用地域又は農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域のいずれかに該当する地域を指す。

●中山間地域等直接支払(制度)【P20】  
農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等において、協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援する制度のこと。

●長寿命化【P12, 13, 16, 17, 23, 25, 28, 29, 32, 33, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 43, 44, 46, 47】  
施設が保有している機能の低下を極力抑え、適切な利用の継続を図ることを目的に、施設の老朽化が進む前に調査を行い計画的な管理や補修工事を実施すること。

●長寿命化(修繕)計画【P20, 24, 25, 28, 29, 30, 32, 33, 34, 35, 40, 46】  
維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図るため、具体的な対応方針を定めた計画のこと。

●特設公衆電話【P15, 32, 46】  
災害発生時等の緊急時に避難所等に設置され、通話料無料で利用される電話のこと。災害発生後に速やかに利用できるよう、避難所として指定される施設等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害発生後に、その加入者回線に電話機を接続して利用する「事前設置型」の特設公衆電話の設置が進められている。

●土砂災害防止施設【P18, 26, 38, 47】  
土石流を止める砂防ダムやがけ崩れを防ぐ擁壁など、土砂災害を防ぐための施設の総称。

## な行

### ●内水 【P13, 25, 40, 44,】

河川の水を「外水」と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（居住地）にある水を「内水」という。河川の水が溢れなくても、側溝、下水道などの排水能力を超える大雨や、排水する先の河川水位の上昇などで排水出来なくなることにより内水氾濫が生じる。

### ●南海トラフ地震 【P2, 5, 6, 7】

南海トラフ(静岡県駿河湾から九州東方沖までの約700kmにわたって続く深い溝状の地形)沿いで発生する大規模な地震のこと。これまで100～150年周期で発生し、今後30年以内の発生確率は70%～80%とされている。

## は行

### ●ハザードマップ

【P12, 13, 17, 18, 20, 24, 25, 26, 27, 30, 31, 32, 35, 37, 38, 39, 40, 43, 44, 47, 48】

災害時に、住民が迅速かつ安全に避難し、人的被害を最小限度に食い止めることを目的として、予想される被害の程度や避難情報等の各種情報を分かりやすく表示した地図のこと。津波、高潮、洪水、内水、土砂災害などのハザードマップがある。

### ●BCP

【P11, 13, 14, 15, 30, 31, 33, 36, 42, 44, 45】

事業（業務）継続計画(Business Continuity Plan)の略。自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

### ●避難行動要支援者 【P3, 14, 24, 26, 44】

高齢者、障害者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災

害発生時の避難等に特に支援を要する者のこと。

### ●福祉避難所 【P14, 30, 44】

介護の必要な高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

## や行

### ●要配慮者 【P14, 23, 24, 26, 30, 44】

高齢者、障害者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者のこと。

## ら行

### ●リスクコミュニケーション

【P10, 18, 20, 48】

リスク要因やそのリスクを低減するための取組について、関係者が情報を共有しつつ、それぞれの立場から意見や情報を交換すること。リスクに関する正しい知識と理解が深まり、リスク低減に向けた取組を有効に機能させることができる。

## わ行

### ●Y S N（やまぐち情報スーパーネットワーク）【P15, 24, 27, 29, 31, 32, 45】

県民生活の向上、地域の振興、情報受発信機能の強化の3つの視点から、豊かで活力あふれる情報先進県の創造に向けて、全県的な高速通信ネットワークとして県が整備した光ファイバ網のこと。